

令和 6 年度第 1 回川崎市環境審議会

令和 6 年 5 月 15 日（水）午前 9 時 30 分から
川崎市役所本庁舎復元棟 301～302 会議室
対面及びテレビ会議（Zoom）

次 第

○ 開 会

○ 委 嘱

- 1 委員の委嘱
- 2 環境審議会の説明
- 3 会長及び副会長の選出

○ 議 題

- 1 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（諮問）及び大気や水などの環境保全部会の設置について
- 2 川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について（諮問）及び資源循環部会の設置について

○ その他

○ 閉 会

配 付 資 料

- ・ 資料 1 川崎市環境審議会について
- ・ 資料 2－1 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（諮問）
- ・ 資料 2－2－（1）今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について
- ・ 資料 2－2－（2）川崎市の大気・水環境の現状について
- ・ 資料 2－3 大気や水などの環境保全部会の設置及び諮問の取扱い等について（案）
- ・ 資料 3－1 川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について（諮問）
- ・ 資料 3－2 川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について
- ・ 資料 3－3 資源循環部会の設置及び諮問の取扱い等について（案）
- ・ 参考資料 1 川崎市環境審議会委員名簿
- ・ 参考資料 2 市側出席者名簿
- ・ 参考資料 3 川崎市環境基本条例・施行規則
- ・ 参考資料 4 川崎市環境審議会の概要
- ・ 参考資料 5 令和 6 年度の川崎市の組織（環境審議会関係）

川崎市環境審議会について

1 根拠条例

川崎市環境基本条例（平成 3 年川崎市条例第 28 号）

2 目的と所掌事務

(1) 目的及び設置（条例第 13 条第 1 項）

環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境の保全に関する重要事項について専門的に調査審議するため、川崎市環境審議会を置く。

(2) 所掌事務（条例第 13 条第 2 項）

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

ア この条例その他環境の保全に関する条例によりその権限に属させられた事項

（ア）環境目標値の設定に関すること。（条例第 3 条の 2 第 1 項）

（イ）環境基本計画の策定等に関すること。（条例第 9 条第 1 項）

（ウ）環境基本計画年次報告書に関すること。（条例第 9 条の 2 第 2 項）

（エ）環境調査を行うために必要な指針の作成に関すること。（条例第 12 条第 2 項） 他

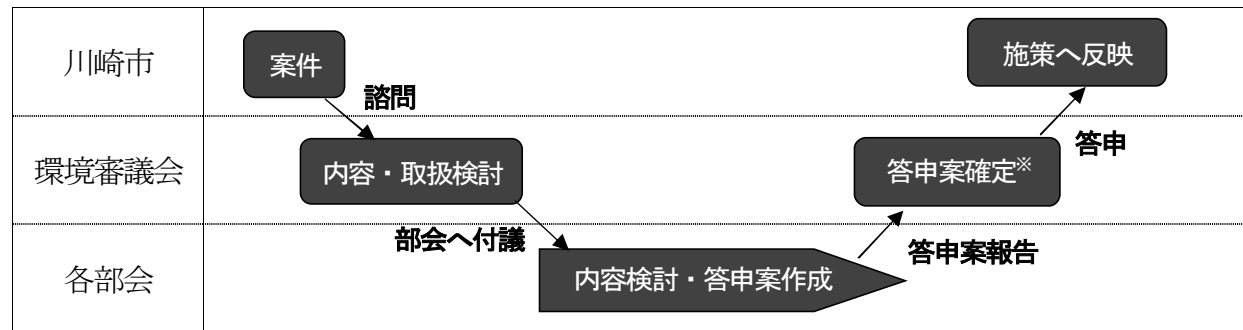
イ その他環境の保全に関し市長が必要と認めた事項

法律に定められた審議事項 他

(3) 部会（条例第 13 条第 10 項）

審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

3 諮問案件の審議の主な流れ



※川崎市環境基本条例第 13 条第 11 項及び川崎市環境基本条例施行規則第 14 条の 4 の規定に基づき、審議会は、あらかじめ決議を行うことにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 川環推第 2 6 1 号
令和 6 年 5 月 1 5 日

川崎市環境審議会
会長 様

川崎市長 福田 紀彦

今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について（諮問）

川崎市環境基本条例（平成 3 年川崎市条例第 28 号）第 13 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、標記の件について、貴審議会の御意見を伺います。

（諮問の趣旨）

本市では、これまで規制を中心とした公害対策により、多くの項目で環境基準を達成するなど、大気や水などの環境は大幅に改善してきました。

平成 1 2 年度に施行された「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」には、「環境配慮書制度」や「環境負荷低減行動計画制度」などを規定して、事業者の自主的取組の促進を図ってまいりました。

令和 4 年 3 月には、更なる環境負荷低減に取り組むため、法律や条例に基づくこれまでの取組に加え、「事業者の自主的な取組の促進」や「多様な主体との協働・連携」など、新しい取組の柱を盛り込んだ「川崎市大気・水環境計画」を策定したところです。

今後の事業者の自主的取組の促進につきましては、本市の現状や他分野の条例との関係性、社会情勢の変化等に合わせるとともに、事業者からの制度に対する御意見も踏まえ、更に事業者へ自主的取組を促していく制度について検討していくため、「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方」について、貴審議会の専門的かつ幅広い見地に立った御意見を伺うものです。

（環境局環境対策部環境対策推進課）
電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 5 0 6



COLORS
FUTURE
ACTIONS
KAWASAKI CO. LTD.



Green For All
KAWASAKI 2024
第1回 全日本都市緑化大会の開催地



KAWASAKI
SDGs



資料 2 - 2 - (1)

今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

A blue geometric shape, resembling a parallelogram or a large triangle, is positioned on the left side of the page. It has a light blue fill and a dark blue border. The shape is oriented diagonally, with its top-left corner pointing towards the top-left of the page and its bottom-right corner pointing towards the bottom-right. The shape is partially cut off by the right edge of the page.

第1章 事業者による自主的取組について

第2章 現行条例・計画の概要と課題について

第3章 諮問事項と論点について

第4章 今後のスケジュール

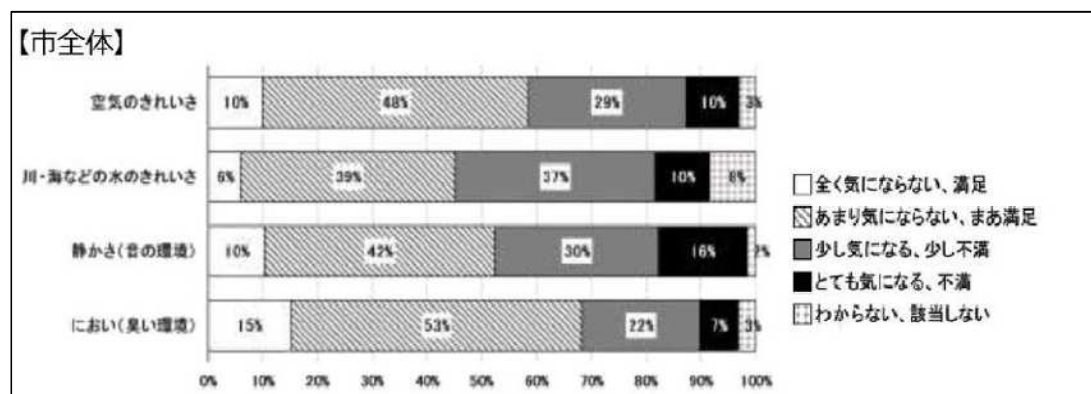
【第1章】1. 事業者による自主的取組の重要性

本市の地域環境

これまでの取組により大気・水環境は大幅に改善（資料2-2-2参照）

課題

- ・一部の項目で環境基準非達成
- ・市民実感は十分とは言えない



行政の対応

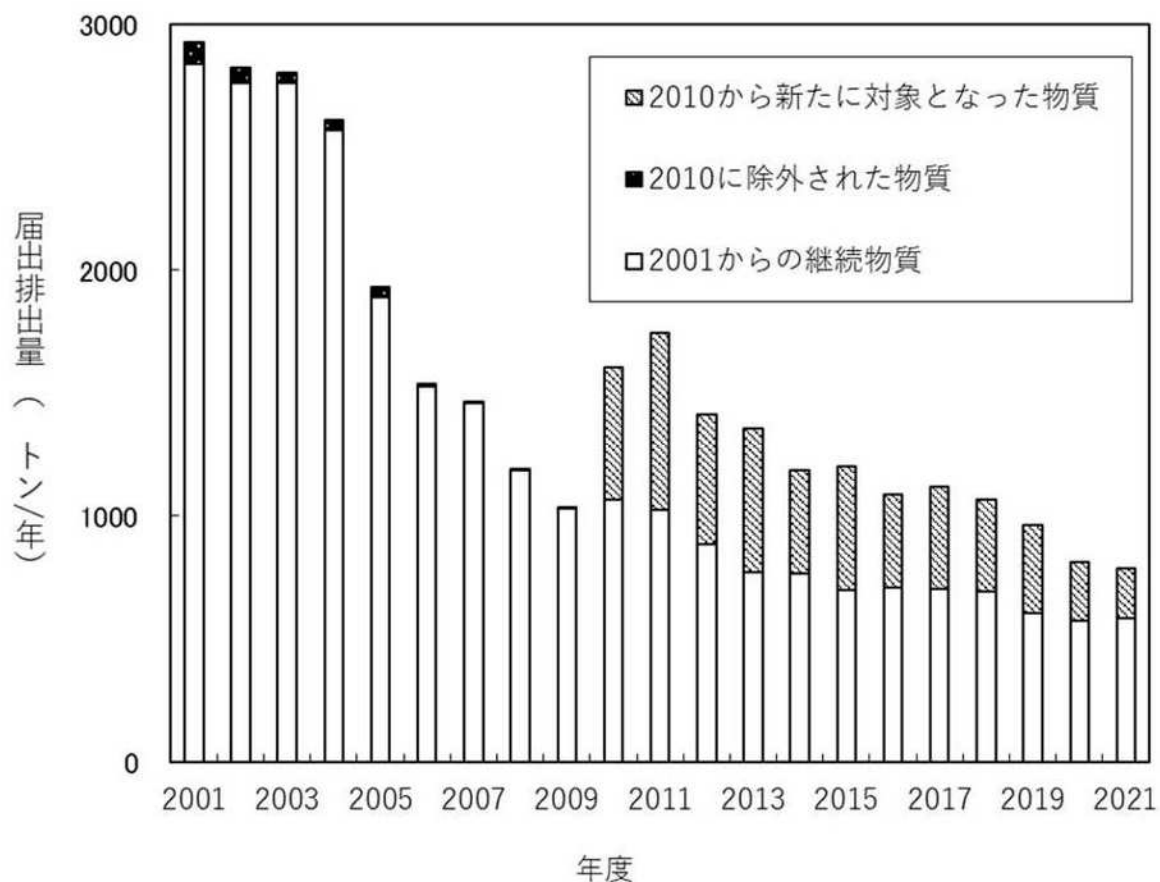
法規制は**公平で強制力**があるが、一方で**柔軟性がなく画一的**な対応になる面もある

より**良好な環境**を次の世代に引き継いでいくため、行政による法規制などの取組と併せて、**事業者**に**環境配慮の自主的取組**を求めることが重要

【第1章】 2. 事業者による自主的取組に係る本市での事例

事 例

化学物質の排出量



事業者による自主的な化学物質の適正管理の推進等により、**市内における化学物質の環境への排出量は大幅に削減**

【主な本市の取組】

●PRTR制度の運用

(化学物質排出把握管理促進法)

- ・事業者が化学物質の排出量及び移動量を把握し、公表する制度 (年1回)
- ・届出データを国や市が公表し、事業者による化学物質の自主的な管理を促進

●環境リスクの把握 (本市独自の取組)

- ・未規制の化学物質を中心に、環境調査を実施
- ・化学物質の適正管理に向け環境リスク評価・公表

●環境・リスクコミュニケーションの促進

- ・化学物質対策に関するセミナーの実施等



第1章 事業者による自主的取組について

第2章 現行条例・計画の概要と課題について

第3章 諮問事項と論点について

第4章 今後のスケジュール

【第2章】 1. これまでの川崎市の取組について

1972（昭和47）年「川崎市公害防止条例」

- ・ 公害の規制、監視、測定等の体制が強化

1991（平成3）年 「川崎市環境基本条例」

- ・ 第7条 基本的施策

(7)事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するため、自主的な環境管理の導入の促進に関する施策を推進すること

2000（平成12）年「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」

- ・ 窒素酸化物及び硫黄酸化物対策の強化
- ・ 浮遊粒子状物質対策として包括的総量削減方式（バスケット方式）の規制を導入
- ・ 環境配慮に係る具体的な取組の促進と支援及び指導・助言のできる制度を導入（環境配慮書制度）
- ・ 事業者自らが環境負荷の低減に取り組むための制度を導入（環境負荷低減行動計画制度）
- ・ 自主的な環境管理能力のある事業所を評価・支援する制度を導入（環境行動事業所制度）

2022（令和4）年 「川崎市大気・水環境計画」

- ・ だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現をめざし、2030（令和12）年までの計画を策定

【第2章】2. 条例と計画に位置付けられた取組一覧

条 例	大気・水環境計画	
	基本施策Ⅱ－3 事業者の自主的な取組の促進	基本施策Ⅱ－4 環境影響の未然防止
第3章 指定事業所の設置等の手続等 第2節 環境配慮書の作成 第30条・第31条 第3節 環境行動事業所 第32条～第39条	①交通環境配慮行動の促進 ・次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者との連携による取組 ・EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組 ・市バス車両の脱炭素に向けた取組の推進 ・エコ運搬制度の運用	①化学物質の適正管理と理解の促進  ・環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進 ・環境・リスクコミュニケーションの促進
	②事業者の自主的な取組の支援 ・工場・事業場の自主的取組を促す取組の推進（環境行動事業所制度の運用） ・揮発性有機化合物（VOC）等排出削減に向けた取得の推進（事業者等の排出状況の把握及び自主的 ・中小企業への円滑な資金提供等の推進 ・脱炭素化に向けたエコ化支援の推進	②環境影響の低減に向けた取組  ・新たな知見による光化学スモッグ発生抑制取組の推進 ・環境影響評価の推進 ・交差点などにおける渋滞緩和対策の推進 ・街路樹の適正な維持管理の推進
	③事業者との情報共有の促進 ・事業者交流の取組（事業者との連絡会など） ・事業者等のネットワークの機能強化に向けた取組の実施	③環境影響の低減に向けた調査研究 ・大気環境に係る調査研究 （光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究）
第7章 事業所における環境への負荷の低減等 第68条～第77条		

【第2章】 3. 川崎市大気・水環境計画策定時の答申

大気や水などの環境保全の推進に向けた考え方について（答申）（令和2年11月27日）

- ・ 環境と経済を総合的に捉えた取組のひとつとして、**事業者の自主的な取組の促進を図ることが必要**
- ・ **更なる環境負荷の低減を図るためには、事業者の協力、市民や市民団体との協働、他分野との連携、広域的課題の解決に向けた連携を推進することが必要**



「事業者の自主的な取組」を更に促進するため、**施策の中心的な役割を担っている条例の各種制度の見直しを図る**

【第2章】4. 市条例上の制度①

規模の大きな事業所を対象とした制度設計

➤ 環境配慮書制度

- ◎従業員50人以上の事業所等が、指定施設の**設置又は変更の許可申請時**に環境配慮の取組について提出する
- ◎記入式（環境配慮項目：最大51項目）
- ◎326事業所が対象

➤ 環境負荷低減行動計画制度

- ◎環境配慮書対象事業者が、環境への負荷低減に向けた**中長期な行動計画を作成する**
- ◎計画期間は5年間（計画目標作成⇒実績報告提出）
- ◎選択・採点方式（環境配慮項目：最大293項目）
- ◎**一定規模以上の事業所は提出義務** 52事業所

対象一覧

事業所数 (R5末)			指定事業所 (2800事業所)
	一定規模以上の 事業所 (52事業所)	従業員50人以上 (326事業所)	
環境配慮書	提出義務 (設置・許可申請時)		対象外
環境負荷低減 行動計画書	提出義務	任意提出	対象外

【第2章】4. 市条例上の制度②

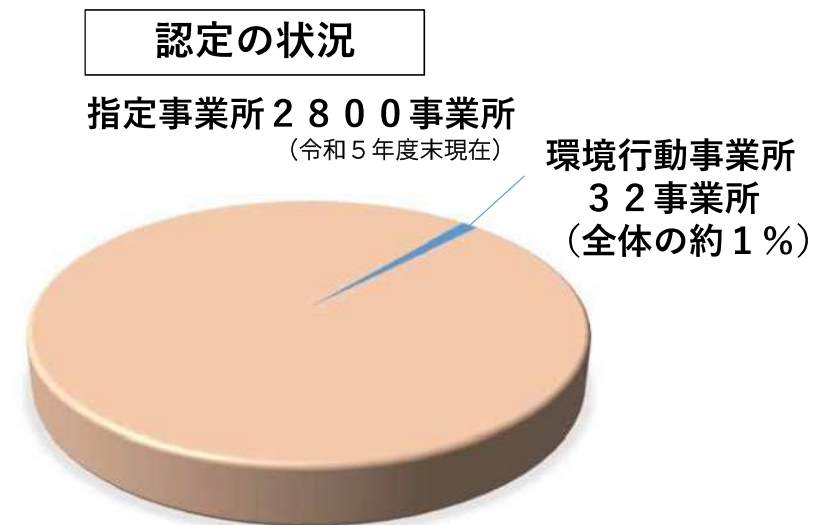
規模の大きな事業所を対象とした制度設計

➤ 環境行動事業所制度

- ◎事業所の環境管理・監査の体制を確立し、その取組を自ら公表している事業所を「環境行動事業所」として認定・公表する⇒事業所の取組支援
- ◎**ISO14001の認証取得**等要件をみたした事業所（最大3年間）
- ◎32事業所（令和5年度末現在）

<認定を受けた事業所への支援内容>

- ◎市ホームページに認定事業所を掲載
 - ◎変更許可申請や届出の一部免除
 - ◎「環境配慮書」の提出免除
 - ◎「環境負荷低減行動計画」の提出免除
- 18事業所／52環境負荷低減行動事業所
が提出免除



【第2章】5. 事業者からのアンケート結果①

環境配慮書制度

※環境負荷低減行動事業所へのアンケート（R5.3.28～R5.4.14）より抜粋 [回答数：30/34事業所]

※事業所へのアンケート（R5.12.13～R5.12.27）より抜粋 [回答数：32/162事業所（メールアドレスを把握している事業所へ送付）]

【設問】 環境配慮書制度について課題を挙げるならどのようなことでしょうか（複数回答可）



配慮書作成に係る
作業量や重複感に
課題がある

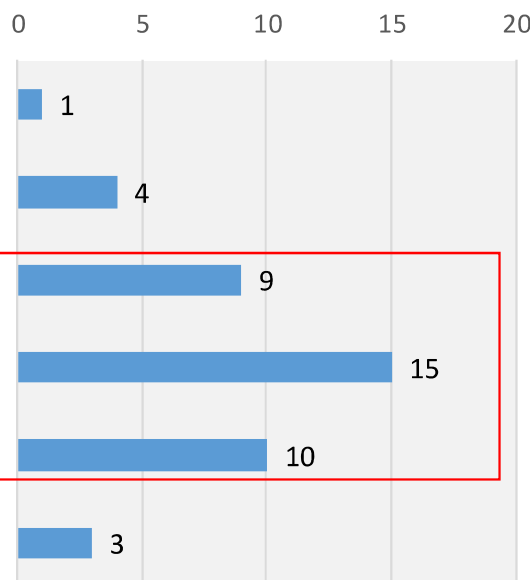
【第2章】5. 事業者からのアンケート結果②

環境負荷低減行動計画書制度

※環境負荷低減行動事業所へのアンケート（R5.3.28～R5.4.14）より抜粋 [回答数：30/34事業所]

【設問】環境負荷低減行動計画書制度について課題を挙げるならどのようなことでしょうか
（複数回答可）

- ①提示する取組内容の更新
（現行の取組内容が古い）
- ②提示する取組内容の抽象化
（現行の取組内容が個別的で、過度に詳細である）
- ③提示する取組数の削減
（現行の取組数が多過ぎる）
- ④算出方法等の簡素化
（算出方法、入力作業が複雑である）
- ⑤EMS等に基づき自主的取組を推進しており、
作成作業等が重複する
- ⑥その他



計画書作成に係る
**作業量・煩雑さに
課題**が集中している

【第2章】5. 事業者からのアンケート結果③

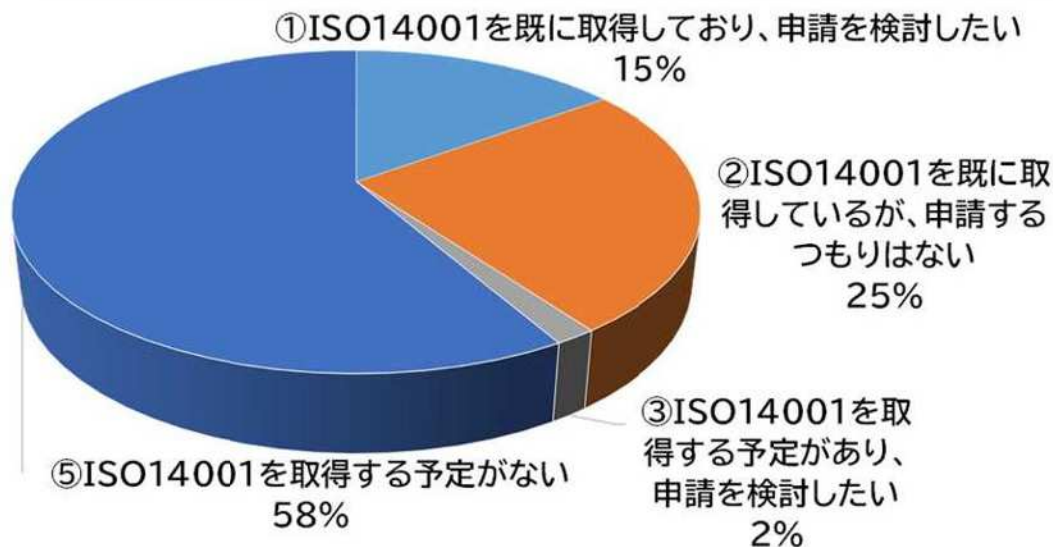
環境行動事業所制度

※環境負荷低減行動事業所へのアンケート（R5.3.28～R5.4.14）より抜粋 [回答数：30/34事業所]

※事業所へのアンケート（R5.12.13～R5.12.27）より抜粋 [回答数：32/162事業所（メールアドレスを把握している事業所へ送付）]

【設問】 今後、環境行動事業所について認定申請する意向がありますか。

- ① ISO14001を既に取得しており、申請を検討したい
- ② ISO14001を既に取得しているが、申請するつもりはない
- ③ ISO14001を取得する予定があり、申請を検討したい
- ④ ISO14001を取得する予定があるが、申請するつもりはない
- ⑤ ISO14001を取得する予定がない



ISO14001を既に取得している事業所（①②）中、環境行動事業所について申請意向のない事業所が約6割（24事業所中15事業所）

【第2章】 5. 事業者からのアンケート結果④

その項目を選んだ理由について教えてください（自由記載）※主な回答

① ISO14001を既に取得しており、申請を検討したい（回答数9）

「環境対策をしているアピールになる」「業務負担減になるようであれば申請したい」

② ISO14001を既に取得しているが、申請するつもりはない（回答数15）

「認定取得によるメリットが少ない」「他法令の申請は残るため」

③ ISO14001を取得する予定があり、申請を検討したい（回答数1）

「今年度中にISO14001取得の為」

④ ISO14001を取得する予定があるが、申請するつもりはない（回答数0）

⑤ ISO14001を取得する予定がない（回答数35）

「人材不足」「自主的なEMSが機能しているため」

「以前は取得していたが費用対効果からやめた」

【第2章】6. 市条例上の制度の課題

項目	主な課題内容
環境配慮書	・ <u>市へ提出する書類に記載する項目が多い</u> ・ 事業者も前回提出した内容と同様の内容で提出 ・ 項目についても実情とあっているか確認が必要 ・ <u>環境配慮項目が他条例の取組と重複</u>（地球温暖化防止や廃棄物の発生抑制など）
環境負荷低減 行動計画	・ <u>計画書の項目数が多いため事業所の負担が重い</u> ・ 優良取組事例が横展開される仕組みの検討が必要 ・ <u>算出方法・入力作業が複雑</u> ・ <u>環境配慮項目が他条例の取組と重複</u>（地球温暖化防止や廃棄物の発生抑制など） ・ <u>定期的に内容を見直す仕組みづくり</u>
環境行動事業所	・ 認定数が少ない（指定事業所の約1%） ・ <u>認定要件の見直し</u>を行い、事業所が意欲的に申請できる基盤整備必要 ・ <u>認定事業所のメリットの増加を検討</u> （表彰制度や広報、制度の知名度向上など）

A large blue geometric shape, resembling a stylized 'L' or a corner, is positioned on the left side of the slide. It has a light blue fill and a dark blue outline. The shape is composed of a vertical rectangle and a right-angled triangle attached to its right side.

第1章 事業者による自主的取組について

第2章 現行条例・計画の概要と課題について

第3章 諮問内容と論点について

第4章 今後のスケジュール

【第3章】 1. 環境審議会への諮問内容と審議の範囲について

諮問内容

事業者へ更に自主的取組を促していく制度について検討していくため、本市の現状や他分野の条例との関係性、社会情勢の変化等に合わせた、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」など**既制度の見直し**

審議の範囲

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 審議事項 1 | 事業者へ求める環境配慮の基本的な考え方の見直しについて |
| 審議事項 2 | 事業者の自主的取組の更なる促進につながる制度の考え方について |
| | ①環境配慮書制度の見直し |
| | ②環境負荷低減行動制度の見直し |
| | ③環境行動事業所制度の見直し |

【第3章】 2. 今後の論点について

背景 1

環境マネジメントシステム(EMS)の制定や企業でのCSRの普及

昭和31(1956)年	経済同友会のCSR決議
平成 8 (1996)年	ISO14001制定
平成 9 (1997)年	環境省「環境報告書作成ガイドライン」策定
平成12(2000)年	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例
平成15(2003)年	日本CSR経営元年
平成16(2004)年	エコアクション21 認証・登録制度開始
平成23(2011)年	ISO26000制定 (CSR)

日本国内でも企業の社会貢献・環境配慮への意識が向上

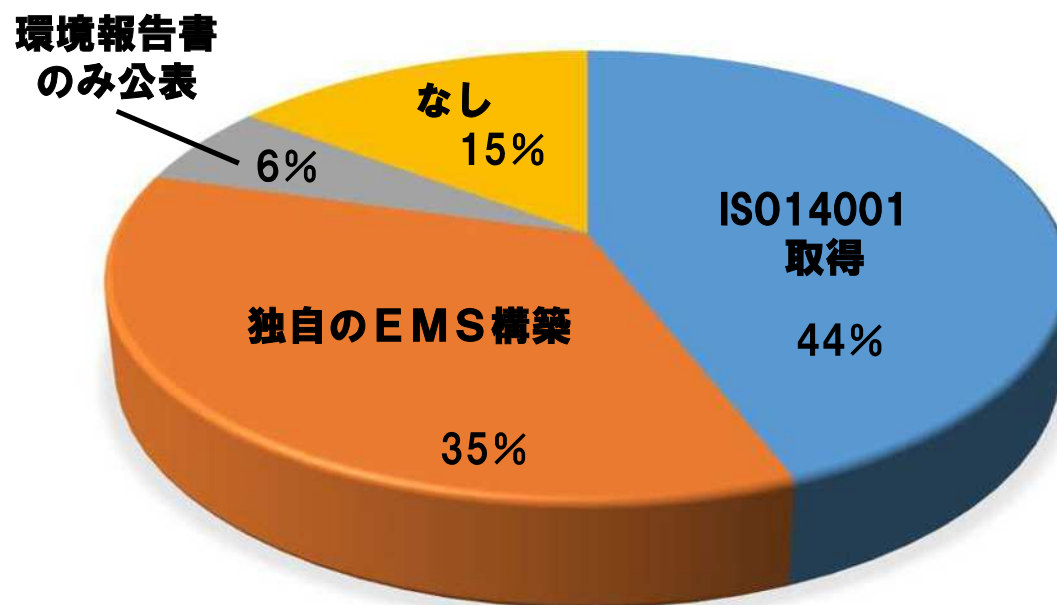
【第3章】 2. 今後の論点について

背景 2

環境負荷低減行動事業所の**86%**がE M S等を活用した取組を実施

本市の環境負荷低減行動事業所の
E M S等取得状況

項 目	事業者数
ISO14001取得	15
独自のEMS構築	12
環境報告書のみ公表	2
なし	5
合計	34



大事業所では環境配慮に関する取組が推進

【第3章】 2. 今後の論点について

背景 3 他条例との重複感

環境配慮書制度＝総合審査制度

総合審査制度とは、事業所の設置・変更にとまなう許可手続きに際し、**規制基準が定められない地球環境項目等に関して**環境負荷低減に向けての**自主的努力を要請**し、当該事項に係る環境保全上の措置が十分に行われているかどうかを、**総合的に審査・指導する仕組み**をいう。

環境配慮書（記入式51項目）、環境負荷低減行動計画（選択式293項目）
⇒地球温暖化、省資源・省エネ、オゾン層、廃棄物も対象項目で、項目数が**多い**

昭和47年施行	公害防止条例（旧条例）
平成5年4月施行	廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例
平成12年12月施行	公害防止等生活環境の保全に関する条例
平成22年4月施行	地球温暖化対策の推進に関する条例

【第3章】 2. 今後の論点について

環境負荷低減行動事業所 60 事業所のうち

(令和4年度実績)

計画書・報告書を提出している事業所

(地球温暖化対策等の推進に関する条例)

55 / 60 事業所

事業系一般廃棄物多量・準多量報告書を提出している事業所

(廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例)

22 / 60 事業所

- 
- ・重複して報告書等を提出している事業所も多い
 - ・それぞれの条例の基準で各事業所を指導

【第3章】2. 今後の論点について

見直しの方向性 1

中小事業所における自主的な取組の促進を検討

現 状：規模要件あり

事業所数 (R5末)			指定事業所 (2800事業所)
	一定規模以上の 事業所 (52事業所)	従業員50人以上 (326事業所)	
環境配慮書	提出義務 (設置・許可申請時)		対象外
環境負荷低減 行動計画書	提出義務	任意提出	対象外

見直し案：全ての指定事業所対象

事業所数 (R5末)			指定事業所 (2800事業所)
	一定規模以上の 事業所 (52事業所)	従業員50人以上 (326事業所)	
環境配慮書	提出義務 (設置・許可申請時) ➤ 様式を簡素化へ		
環境負荷低減 行動計画書	任意提出 (環境行動事業所の認定要件へ)		

➤ 環境行動事業所制度の認定要件拡大

現 状 ISO14001取得

見直し案

環境負荷低減行動計画書の提出やエコアクション21
など外部の公的機関が認定した認証制度へ要件を
拡大⇒ **中小事業所も認定対象へ**

【第3章】 2. 今後の論点について

見直しの方向性2

他条例との重複解消の検討（環境配慮項目の見直し）

現 状

環境配慮項目	環境配慮書 (記入式)	環境負荷低減行動計画 (選択・採点方式)
大気汚染	3	32
水質汚濁	5	31
化学物質	6	27
自動車公害	9	25
地球温暖化	8	13
省資源・省エネ	0	69
オゾン層	0	6
廃棄物	11	54
組織体制	7	36
騒音・振動	1	0
その他	1	0
合計	51	293

他条例と重複

見直し案

環境配慮項目	環境配慮書 (記入式)	環境負荷低減行動計画 (選択・採点方式)
大気汚染	3	32
水質汚濁	5	31
化学物質	6	27
自動車公害	9	25
組織体制	7	36
騒音・振動	1	0
その他	1	0
合計	32	151

【環境配慮項目(案)】

①大気汚染②悪臭③水質汚濁④化学物質⑤自動車排ガス⑥騒音・振動⑦土壤汚染⑧その他の8項目

【第3章】 2. 今後の論点について

見直しの方向性 3

記載方法の簡素化の検討（記入式からチェック式へ）

見直し案

環境への負荷の低減に係る配慮概要書

項目	配慮分類	環境配慮事項	工夫②				前回届出から変更
			実施している	今後実施予定	実施していない	関連なし	
大気汚染	1	【優れた取組】より環境性能の高い（窒素酸化物の排出が少ない、熱効率が低い）機器の選定	☐	☐	☐	☐	☐
	2	【優れた取組】無害な又は有害性のより少ない原料や燃料の選択	☐	☐	☐	☐	☐
	3	【優れた取組】炭化水素系物質の排出抑制に向けた適正な管理体制の構築	☐	☐	☐	☐	☐
	4	【日常管理】施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善による大気汚染物質の発生防止	☐	☐	☐	☐	☐
	5	【日常管理】施設の改善、施設の適正な管理、作業方法の改善による粉じんの発生防止	☐	☐	☐	☐	☐

工夫① 「日常的に実施してほしいこと」と「優れた取組」の明確化

工夫② 前回から改善された項目の明確化

見直しの方向性 1 ～ 3 について議論を行い、各制度が規定されている条例・規則等の改正を行う



第1章 事業者による自主的取組について

第2章 現行条例・計画の概要と課題について

第3章 諮問事項と論点について

第4章 今後のスケジュール

【第4章】条例改正の全体スケジュール

	R 6 年度				R 7 年度				R 8 年度
項 目	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4月
庁内検討	庁内会議等による庁内合意形成				条例改正の考え方公表		12月議会 条例改正制定	条例規則告示	4月1日 条例改正・規則改正施行
環境審議会	諮問 ■	部会による審議（計4回）							
議会・パブコメ				情報提供 （答申）	委員会 報告	委員会 報告	提案説明 議案審査	事業者へ周知	
法制協議	法制相談・協議				議案書作成・法制審査			規則・指針・様式・手引き等作	

・ 条例改正制定後、**3か月の周知期間**を予定



Green For All
KAWASAKI 2024
第41回 全国都市緑化大会のサテライト



KAWASAKI
SDGs
川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を推進しています。



資料 2 - 2 - (2)

川崎市の大気・水環境の現状について

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

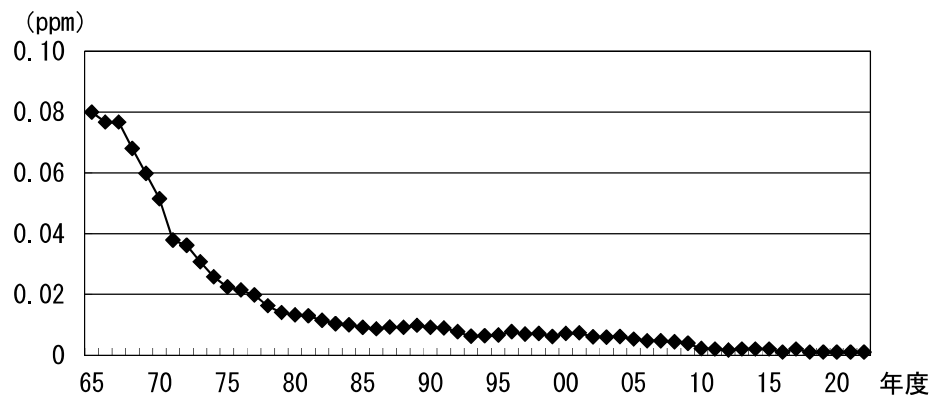
川崎市の大気・水環境の現状について

本市全体の状況

大気や水などの環境は、これまでの取組により多くの項目で環境基準を達成し、大気環境も近隣自治体と同様の良好な状況になるなど環境が大幅に改善した。

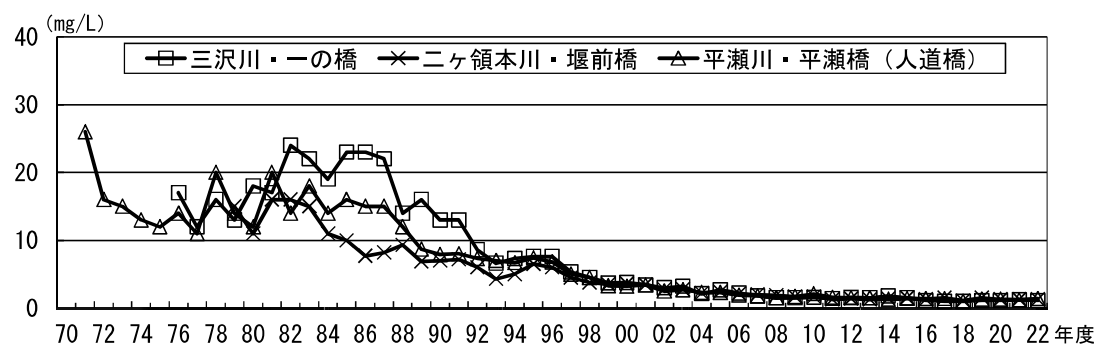
【大気】

二酸化硫黄濃度の年平均値の
経年推移（一般局平均）



【水質】

多摩川水系のBODの年間平均値の
経年推移



川崎市の大気・水環境の現状について

本市全体の状況

【主な環境基準の達成状況】

	大気					水質	
	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物 (PM2.5)	光化学オキシダント (Ox)	【河川】 生物化学的酸素要求量 (BOD)※	【海域】 化学的酸素要求量 (COD)※
達成状況 (R4年度)	測定した全地点で達成				測定した全地点で非達成	測定した全地点で達成	沖合部で非達成
全市 達成年度	S54	H25	H16	H28	—	H22	—

※環境基準達成状況の評価は、県が定めたその水域を代表する地点となる環境基準点で行い、複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点における適合状況により判定する。

川崎市の大気・水環境の現状について

本市全体の状況

【主な大気汚染物質濃度の年平均値 近隣都市比較(R4年度)】

	二酸化硫黄 (SO ₂) [ppm]	二酸化窒素 (NO ₂) [ppm]		浮遊粒子 状物質 (SPM) [mg/m ³]	微小粒子状物質 (PM2.5) [μg/m ³]		光化学オ キシダン ト(Ox) [ppm]	一酸化 炭素(CO) [ppm]
	一般環境	一般環境	道路沿道	一般環境	一般環境	道路沿道	一般環境	道路沿道
川崎市	0.001	0.013	0.018	0.012	8.9	9.1	0.031	0.3
横浜市	0.002	0.013	0.016	0.015	8.3	11.0	0.031	0.4
東京都区部	0.001	0.014	0.019	0.014	9.5	9.7	0.031	0.3

川崎市の大気・水環境の現状について

本市の地域ごとの特色

大気環境は、代表的な指標であるNO₂ について、一般環境より道路沿道の方が高く、地域別では、臨海部が高い傾向にある。

また、水環境は、南北を多摩川と鶴見川に挟まれ、東を東京湾に面しており、治水や流域の都市化の状況などにより水環境も異なるなど、地域による特色が見られる。



【大気】 NO₂濃度 年平均値(ppm)(R4年度)

	一般環境	道路沿道
丘陵部	0.009(麻生)	0.013(柿生)
内陸部	0.013(中原)	0.023(二子)
臨海部	0.016(大師)	0.026(池上)

【水質】 BOD 年平均値(mg/L)(R4年度)

	地点	BOD
多摩川水系	三沢川・一の橋(多摩区)	1.1
	二ヶ領本川・堰前橋(高津区)	1.3
	平瀬川・平瀬橋(高津区)	1.4
鶴見川水系	麻生川・耕地橋(麻生区)	5.7
	矢上川・矢上川橋(幸区)	1.5※

※国交省調査

川崎市の 대기・水環境の現状について

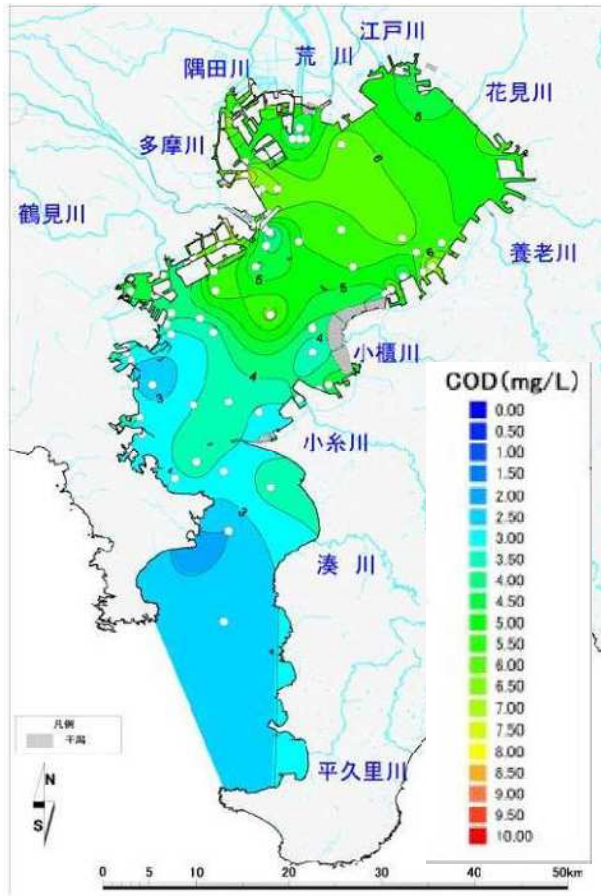
広域的な課題

首都圏で課題となっている光化学スモッグや、閉鎖性水域である東京湾の水質など、本市だけでは解決できない広域的な課題が残されている。

【一都三県における光化学スモッグ注意報発令日数】

都県名	H30	R1	R2	R3	R4
埼玉県	10	9	7	2	8
千葉県	9	9	5	4	7
東京都	9	7	6	6	7
神奈川県	8	6	2	6	4
横浜市	4	3	1	4	2
川崎市	6	5	2	3	3

【東京湾の水質測定結果（R4年8月）】



大気や水などの環境保全部会の設置及び諮問の取扱等について（案）

1 部会の設置、諮問の付議及び決議について

諮問案件「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について」は、専門的な調査・審議を行う必要があることから、川崎市環境基本条例施行規則（以下「規則」という。）第14条の2第1項の規定に基づく部会として「大気や水などの環境保全部会」を設置するとともに、規則第14条の3第1項の規定に基づき、具体的な調査・審議を同部会に付議することとし、同条第2項の規定により、付議を受けた部会は、当該付議に係る事項について調査審議し、その結果を審議会に報告するものとする。

2 部会の委員候補について

大気や水などの環境保全部会の委員は、次のとおりとする。（部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。）

	氏 名	所属等	専門分野等	備考
1	関口 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科教授	環境化学、エアロゾル科学、汚染制御技術	
2	吉村 千洋	東京工業大学環境・社会理工学院教授	土木工学	
3	與本 剛三	市民公募	市民代表	
4	若松 伸司	愛媛大学名誉教授	大気環境科学	
5	鷺北 栄治	川崎公害病患者と家族の会	市民代表	
6	神長 唯	都留文科大学教養学部地域社会学科教授	環境社会学	臨時委員
7	中嶋 豊	川崎商工会議所	市民代表	臨時委員

6 川環廃政第 2 2 号
令和 6 年 5 月 1 5 日

川崎市環境審議会
会長 様

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について（諮問）

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成 4 年 1 2 月 2 4 日川崎市条例第 5 1 号）第 4 5 条の 2 の規定に基づき、標記の件について、貴審議会の御意見を伺います。

（諮問の趣旨）

本市においては、平成 2 8 年 3 月に「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして」を基本理念として策定した「川崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進してきました。

この間、脱炭素化への対応や新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化等に伴うごみの量・質の変化に対応するため、具体的な施策を定めた行動計画を策定し様々な施策を推進した結果、市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、基本計画の目標年度より前倒しで達成しており、他の目標についても概ね達成が見込まれるなど、一定の成果をあげてきています。また、令和 4 年 3 月に産業廃棄物処理指導計画を策定し、事業者の適正処理及び減量・資源化等の取組を推進しています。

一方、第 5 次循環型社会形成推進基本計画の議論が進められており、資源循環のための事業者間連携の重要性など、循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくりが謳われており、一般廃棄物と産業廃棄物の一体的な取組がより効果的であると考えているところです。

ついては、これまでの成果及び社会状況の変化等を踏まえつつ、令和 7 年度までの現行計画に代わる、令和 8 年度を始期とする新たな基本計画の改定の考え方について、貴審議会の専門的かつ広い見地に立った御意見を伺うものです。

（環境局生活環境部廃棄物政策担当）
電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 5 5 7

川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について

川崎市環境局廃棄物政策担当・廃棄物指導課

目 次

- 01 | 計画について
- 02 | 計画概要
- 03 | 処理体制・主な取組
- 04 | ごみ処理状況・取組成果
- 05 | 生活排水処理
- 06 | 国の動向
- 07 | 計画改定に向けた検討の方向性

(1) 計画について

○「一般廃棄物処理基本計画」(計画期間2016～2025)

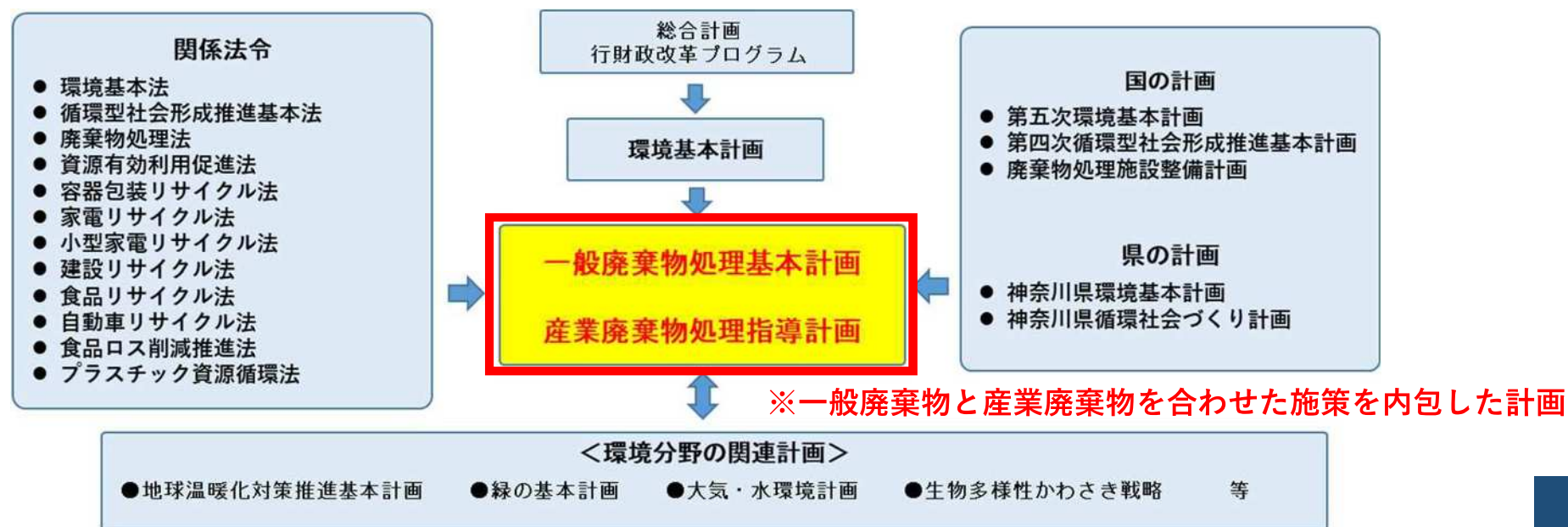
家庭系ごみなど市に処理責任のある「一般廃棄物」は、廃棄物処理法に基づき法定計画として策定が義務付け

○「産業廃棄物処理指導計画」(計画期間2022～2025)

事業者処理責任のある「産業廃棄物」については法定計画として策定義務はないが、本市では任意の計画を策定し、適正処理及び減量・資源化等に向けて施策を推進

※産業廃棄物処理指導計画に係る答申(2021年度)

「プラスチック資源循環や災害廃棄物の状況を踏まえ、将来的には一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた施策の検討も必要」



目 次

- 01 | 計画について
- 02 | **計画概要**
- 03 | 処理体制・主な取組
- 04 | ごみ処理状況・取組成果
- 05 | 生活排水処理
- 06 | 国の動向
- 07 | 計画改定に向けた検討の方向性

(2) 計画概要 「一般廃棄物処理基本計画」

基本計画の概要

基本理念	地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして	※1 2022.3に見直し898g→872g
計画期間	2016～2025年度	
計画目標	①1人1日ごみ排出量10%削減（998g→898g※1）、②ごみ焼却量4万t削減（37万t→33万t）	

施策体系

※基本理念と方針のもと、5つの基本施策と61個の具体的取組（行動計画）を位置づけ

基本理念 地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして 基本方針 ○社会状況の変化等に的確に対応し、限りなくごみをつくらな ない社会を実現します ○市民・事業者・行政の協働によりエコ暮らしを実践し、さらに3Rを推進します ○安心して健康に暮らせる快適な生活環境を守ります	基本 施策	I「環境市民」 をめざした取組	①環境教育・環境学習の推進 ③市民参加の促進 ②情報共有の推進
		II ごみの減量 化・資源化に向 けた取組	①家庭系ごみの減量化・資源化 ③市の率先したごみの減量化・資源化 ②事業系ごみの減量化・資源化 ④生ごみの減量化・資源化
		III 廃棄物処理体 制の確立に向け た取組	①安全・安心な処理体制の確立 ③効果的・効率的な処理体制の構築 ②3処理センター体制の安定的な運営
		IV 健康的で快適 な生活環境づく りの取組	①まちの美化推進 ③不適正排出対策等の取組 ②市民ニーズに対応した取組の推進
		V 脱炭素社会・ 自然共生社会を めざした取組	①エネルギー資源の効果的な活用 ②脱炭素・自然共生をめざした資源の有効利用 ③環境に配慮した処理体制の構築 ④蓄積された環境技術等を活かした取組

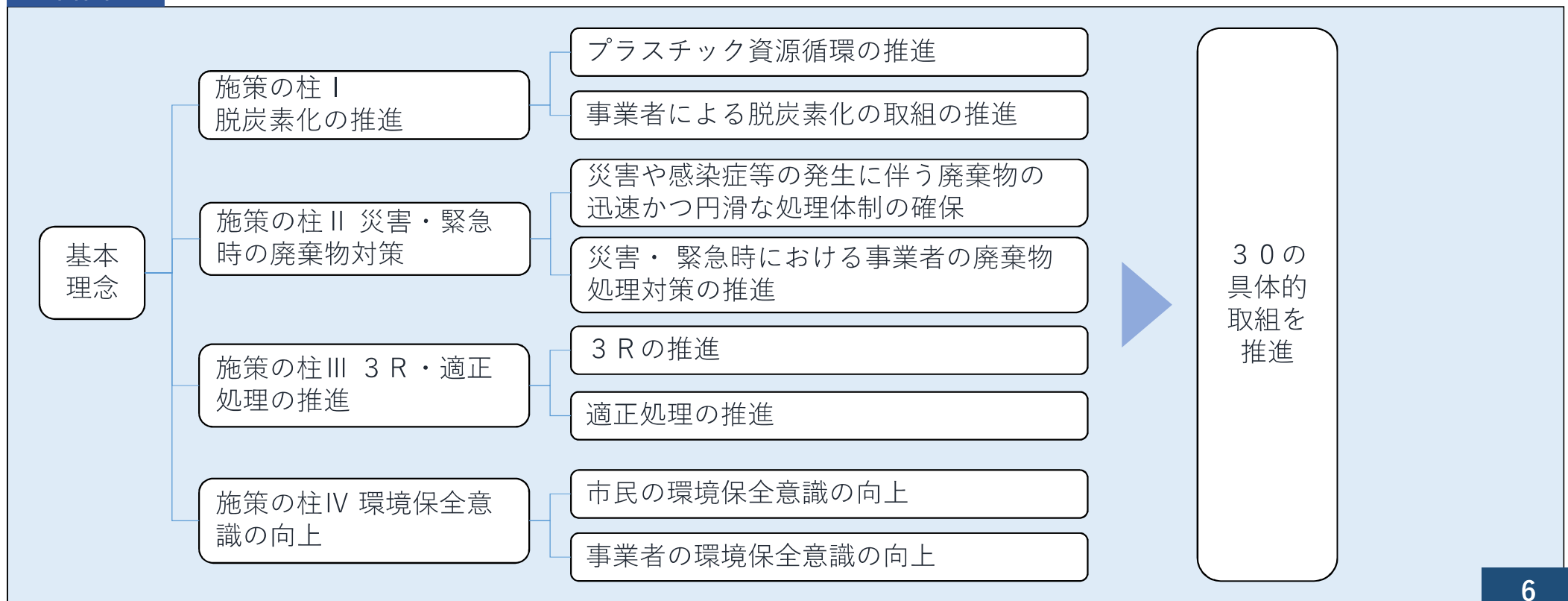
(2) 計画概要 「産業廃棄物処理指導計画」

基本計画の概要

基本理念	脱炭素化を見据えた安全・安心で持続可能な循環型社会の実現
計画期間	2022～2025年度
計画目標	①排出量2,500千トン、②再生利用率32%、③廃プラスチック類の再生利用率71%、④最終処分量43千トン

施策体系

※基本理念のもと、4つの施策の柱と8つの個別施策を設定し、さらに各個別施策の下に30の具体的取組を設定



目 次

- 01 | 計画について
- 02 | 計画概要
- 03 | **処理体制・主な取組**
- 04 | ごみ処理状況・取組成果
- 05 | 生活排水処理
- 06 | 国の動向
- 07 | 計画改定に向けた検討の方向性

(3) 処理体制・主な取組（一般廃棄物）

収集処理体制

	2015年度
収集体制	5 生活環境事業所体制 ・普通ごみ 週2日 ・缶,PET,瓶,乾電池 週1日 ・ミックスペーパー 週1日 ・プラ容器包装 週1日 ・粗大、小物金属 月2回
処理体制	3 処理センター体制
執行体制 (委託)	収集：缶・PET・乾電池（川崎・幸）、瓶、粗大 小物、ミックス、プラ 処理：資源化、粗大、王禅寺（夜間）



	2023年度
収集体制	4 生活環境事業所体制 ・普通ごみ 週2日 ・缶,PET,瓶,乾電池 週1日 ・ミックスペーパー 週1日 ・プラ容器包装 週1日 ・粗大、小物金属 月2回
処理体制	3 処理センター体制
執行体制 (委託)	収集：缶、PET、乾電池、瓶、粗大、小物、ミックス、プラ 普通ごみ（一部） 処理：資源化、粗大、浮島（夜間）、王禅寺（夜間）

※プラスチック資源一括回収
(2024～川崎区から実施)

※プラスチック資源：プラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括で回収したもの

< 計画期間中の主な取組 >

- ・市内に5か所あった生活環境事業所を、統廃合することで4生活環境事業所体制へと移行（2019年度）
事業所再編にあわせ、普及啓発体制の強化や地域包括ケアシステムとの連携など、事業所の機能を強化
- ・廃棄物処理事業における公共と民間の役割分担を整理しながら検討を進め、**浮島処理センター運転操作業務(夜間)**
と、大規模集合住宅など一部地域における普通ごみ収集運搬業務について委託化（2021年度から4区（幸・中原
高津・宮前）、2024年度から他3区でも実施）

(3) 処理体制・主な取組（一般廃棄物）

主な廃棄物処理施設

施設の種別	名称	処理能力等
焼却処理施設	浮島処理センター	900 t / 日 (300×3)
	堤根処理センター	※2024年度から休止中
	橘処理センター	600 t / 日 (200×3)
	王禅寺処理センター	450 t / 日 (150×3)
資源化処理施設	浮島処理センター資源化処理施設	ミックスペーパー、プラスチック製容器包装
	浮島処理センター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ
	南部リサイクルセンター	空き缶・ペットボトル、瓶
	橘処理センター資源化処理施設	ミックスペーパー
	王禅寺処理センター資源化処理施設	空き缶・ペットボトル、瓶、粗大ごみ
最終処分場	浮島埋立事業所	2,673,500m ³ (埋立容量)
収集事業所	生活環境事業所 (4 か所)	川崎生活環境事業所 (川崎区) 中原生活環境事業所 (幸・中原区) 宮前生活環境事業所 (高津・宮前区) 多摩生活環境事業所 (多摩・麻生区)

- ・市内に4つある焼却処理施設のうち、1か所は休止・建替えを行い、残りの3か所を稼働
- ・2024年4月から橘処理センター、資源化処理施設を本格稼働（現在、堤根処理センターを休止）
- ・2024年4月から浮島資源化処理施設でプラスチック資源を処理(川崎区分)



橘処理センター

(3) 処理体制・主な取組（一般廃棄物）

施策毎の主な取組

○基本施策Ⅰ「環境市民」をめざした取組

・環境教育（ICTを活用したコンテンツ）や多様な媒体を活用した広報の実施

ごみの出し方など様々な情報を提供する「川崎市ごみ分別アプリ」開始（2016年度）

GIGAスクール構想により社会科副読本「くらしとごみ」のデジタル版を作製（2023年度）

○基本施策Ⅱ ごみの減量化・資源化に向けた取組

・分別品目の拡充

プラ製容器包装とプラ製品の一括回収開始（2024年度：川崎区、25年度：幸・中原区、26年度：全市へ拡大）

・事業者と連携したリユースの強化

リユースプラットフォームの紹介（2021年度）や官民連携のリユーススポットの実証（2022年度）

・ごみ処理手数料の改定 事業系搬入手数料や粗大ごみ処理手数料などの改定（2017年度、23年度）

○基本施策Ⅲ 廃棄物処理体制の確立に向けた取組

・民間活力の導入など効果的・効率的な処理体制の推進

市内に生活環境事業所を4か所に統合（2019年度）

収集運搬業務の委託化（空き缶・ペット（2017年度（全市拡大）、普通ごみ（24年度全市拡大））

※一部地域のみ

・廃棄物処理施設の計画的な建替

橘処理センター（2024年度本格稼働）、王禅寺資源化処理施設（2016年度稼働）

(3) 処理体制・主な取組（一般廃棄物）

施策毎の主な取組

○基本施策Ⅲ 廃棄物処理体制の確立に向けた取組

・災害・緊急時に備えた「災害廃棄物等処理実施計画」の策定（2018年度）

一般廃棄物処理連絡協議会、横浜市など災害時等における関係者との連携強化に向けた協定を締結

○基本施策Ⅳ 健康的で快適な生活環境づくりの取組

・一時多量ごみの制度開始

遺品整理・引越等に伴い一時的に多量排出される家庭系廃棄物の新たな収集運搬制度を創設（2020年度）

見守りサービスと連携した高齢者や障害者を対象とするふれあい収集の拡充（2020年度）

・資源物等の持ち去り対策の強化

資源物等の持ち去り禁止に関する条例施行し、早朝パトロールや通報に基づく調査の実施（2022年度）

○基本施策Ⅴ 脱炭素社会・自然共生社会をめざした取組

・事業者と連携したプラスチック資源循環の取組

かわさきプラスチック循環プロジェクトの設立（2022年度）

ペットボトルの水平リサイクルの他、その他のプラスチック資源循環に向けた様々な取組推進

・環境に配慮した処理体制の構築

廃棄物発電を活用した取組（公共施設へ供給、E V ごみ収集車）（2016年度～）

廃棄物発電等を活用した地域エネルギー会社の創設（2023年度）

(3) 処理体制・主な取組（産業廃棄物）

施策毎の主な取組

○施策の柱Ⅰ 脱炭素化の推進

・廃プラスチック類等の高度リサイクル処理施設の設置促進

処理業者の事業計画の見直しや産業廃棄物処理施設の設置・更新、新規事業の事前相談等の機会を捉え、国の補助金に関する情報等を提供するなど、高度リサイクル処理施設の設置を促進

・事業者と連携した使用済みプラスチックのリサイクルの促進

使用済みプラスチックから水素等を製造するケミカルリサイクルなど、プラスチックに係る各種リサイクルの実証事業を事業者等と連携して実施し、使用済みプラスチックのリサイクルを促進

・脱炭素化に向けた事業者の自主的取組の促進

事業者による産業廃棄物の発生抑制や再生利用等の脱炭素化に向けた基本方針や基本取組等の確認・指導・助言を行い、事業者の自主的な取組を促進

○施策の柱Ⅱ 災害・緊急時の廃棄物対策

・産業廃棄物処理施設を活用した災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理

処理業者の事業計画書の災害廃棄物の処理に関する計画の内容の確認、災害時の特例の活用などについてのヒアリングや協議の実施

・災害時等における廃棄物処理業者等の業務継続体制の構築の推進

BCP(業務継続計画)の作成ガイドラインを作成・提供し事業者の業務継続体制の構築支援



ケミカルリサイクル施設

(3) 処理体制・主な取組（産業廃棄物）

施策毎の主な取組

○施策の柱Ⅲ 3R・適正処理の推進

・排出事業者指導による適正処理の推進

市内のあらゆる業種の事業所に対し、立入検査等を通じて廃棄物の排出抑制に係る指導・助言を実施
処理センターで実施した内容審査に基づき、事業系一般廃棄物にプラスチック等の産業廃棄物が混入されないよう指導・監視を実施

・試験研究を活用した処理技術等の開発促進

廃棄物を使用した処理技術等の開発を目的とした試験研究の活用を促し、処理技術開発を促進

・廃棄物自主管理事業を通じた3Rの促進

廃棄物自主管理事業を通し、3Rの推進に向けた事業者の自主的取組を促し、優れた取組事例を紹介

・PCB廃棄物の期限内処理

PCB廃棄物を期限内に確実に処理させるため、処理に向けた調査や指導を実施



立入検査での指導・助言

(3) 処理体制・主な取組（産業廃棄物）

施策毎の主な取組

○施策の柱Ⅳ 環境保全意識の向上

・市民の環境保全意識の向上

産業廃棄物についての市民向けパンフレット「知っておきたい産廃のこと」等を作成するとともに、かわさきエコ暮らし未来館やX(旧Twitter)等を活用して産業廃棄物に関する施策等を広報

・事業者の環境保全意識の向上

市民祭りでパンフレットを配布するなど、事業者の取組についての市民理解を深め、市民と事業者の相互理解を促進



パンフレット
「知っておきたい産廃のこと」



(エコ暮らし未来館)



(川崎アゼリア)
広報活動の一例



(市民祭り)

目 次

- 01 | 計画について
- 02 | 計画概要
- 03 | 処理体制・主な取組
- 04 | **ごみ処理状況・取組成果**
- 05 | 生活排水処理
- 06 | 国の動向
- 07 | 計画改定に向けた検討の方向性

(4) ごみ処理状況・取組成果（一般廃棄物）

・基本計画の目標①

項目	基準年度 (2014年度)	推計値※ ¹ (2022年度)	実績値 (2022年度)	目標値※ ² (2025年度)	2022実績 －目標差
1人1日あたりのごみ排出量	998 g	898 g	858 g	872 g	▲14g

※1 推計値：第3期行動計画を策定時に設定した年度ごとの将来予測値

※2 2022.3に見直し：898→872 g

単位：g

項目	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022 推計	2025 目標	実績 －目標
	実績											
家庭系普通ごみ	453	450	443	439	432	429	447	431	417	617	598	▲7
家庭系資源物	192	185	176	170	163	158	163	159	153			
家庭系その他	15	17	16	16	18	19	21	21	21			
事業系焼却ごみ	227	221	214	199	194	188	169	167	167	281	274	▲7
事業系資源物	111	103	98	109	109	111	102	109	100			
合計	998	976	947	933	916	905	902	887	858	898	872	▲14

< 考察・評価 >

- ・2022年度実績で目標達成
- ・家庭系のごみ排出量は、コロナ感染症の影響により一時増加傾向だったが、市民との協働による取組により減量化が進捗、容器包装の軽量化や詰め替え容器の普及、共働きの増加など生活スタイルの変化、ペーパーレス化の影響も減量化の1つと考えられる
- ・事業系のごみ排出量は、コロナ感染症の影響により特に大きく減少し、その後も横ばい傾向

(4) ごみ処理状況・取組成果（一般廃棄物）

・基本計画の目標②

項目	基準年度 (2014年度)	推計値 (2022年度)	実績値 (2022年度)	目標値 (2025年度)	2022実績 －目標差
ごみ焼却量	37.0万t	35.3万t	34.0万t	33.0万t	+ 1.0万t

※ 推計値：第3期行動計画を策定時に設定した年度ごとの将来予測値

単位：万t

項目	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022 推計	2025 目標	実績 －目標
	実績											
家庭系ごみ焼却量	25.0	25.1	24.9	25.0	24.8	25.0	26.3	25.4	24.6	25.3	23.9	+ 0.7
事業系ごみ焼却量	12.1	12.0	11.7	11.0	10.8	10.6	9.5	9.4	9.4	10.0	9.1	+ 0.3
合計	37.1	37.1	36.6	35.9	35.6	35.6	35.8	34.8	34.0	35.3	33.0	+ 1.0

※事業系ごみ焼却量は道路ごみを含む

人口実績	146.1	147.5	148.9	150.4	151.6	153.0	153.8	154.0	154.1	単位：万人
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

< 考察・評価 >

- ・2022年度実績は推計値を下回っており、2025年度目標は達成見込

家庭系・事業系を合わせたごみ焼却量全体で減少傾向

- ・家庭系は人口増加しているが、市民との協働による取組等が進んだためと考えられる
- 事業系はコロナ感染症の影響により、家庭系に比べ大きく減少し、その後も横ばい傾向

(4) ごみ処理状況・取組成果（一般廃棄物）

・行動計画の目標

分別率 = 資源物の分別収集量 / (資源物の分別収集量 + 資源物の焼却量（推計）)

項目	基準年度 (2014年度)	推計値 (2022年度)	実績値 (2022年度)	目標値 (2025年度)	2022実績 －目標差
プラスチック製容器包装の分別率	34.4%	39.7%	40.5%	45.0%	－

単位：％

項目	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
プラ容器包装分別率	34.4	36.8	35.6	35.8	35.8	35.8	37.8	40.4	40.5
焼却ごみ中のプラ 容器包装の組成率	9.8	8.9	9.6	9.4	9.5	9.8	9.4	8.8	9.1

単位：万t

プラ容器包装の収集量	1.24	1.26	1.28	1.27	1.27	1.32	1.43	1.45	1.45
焼却ごみ中のプラ容器 包装の焼却推計量	2.36	2.16	2.31	2.27	2.28	2.36	2.35	2.14	2.13
家庭系ごみ焼却量※	24.2	24.3	24.1	24.1	23.9	24.1	25.1	24.2	23.4

※粗大可燃分・一時多量ごみ除く

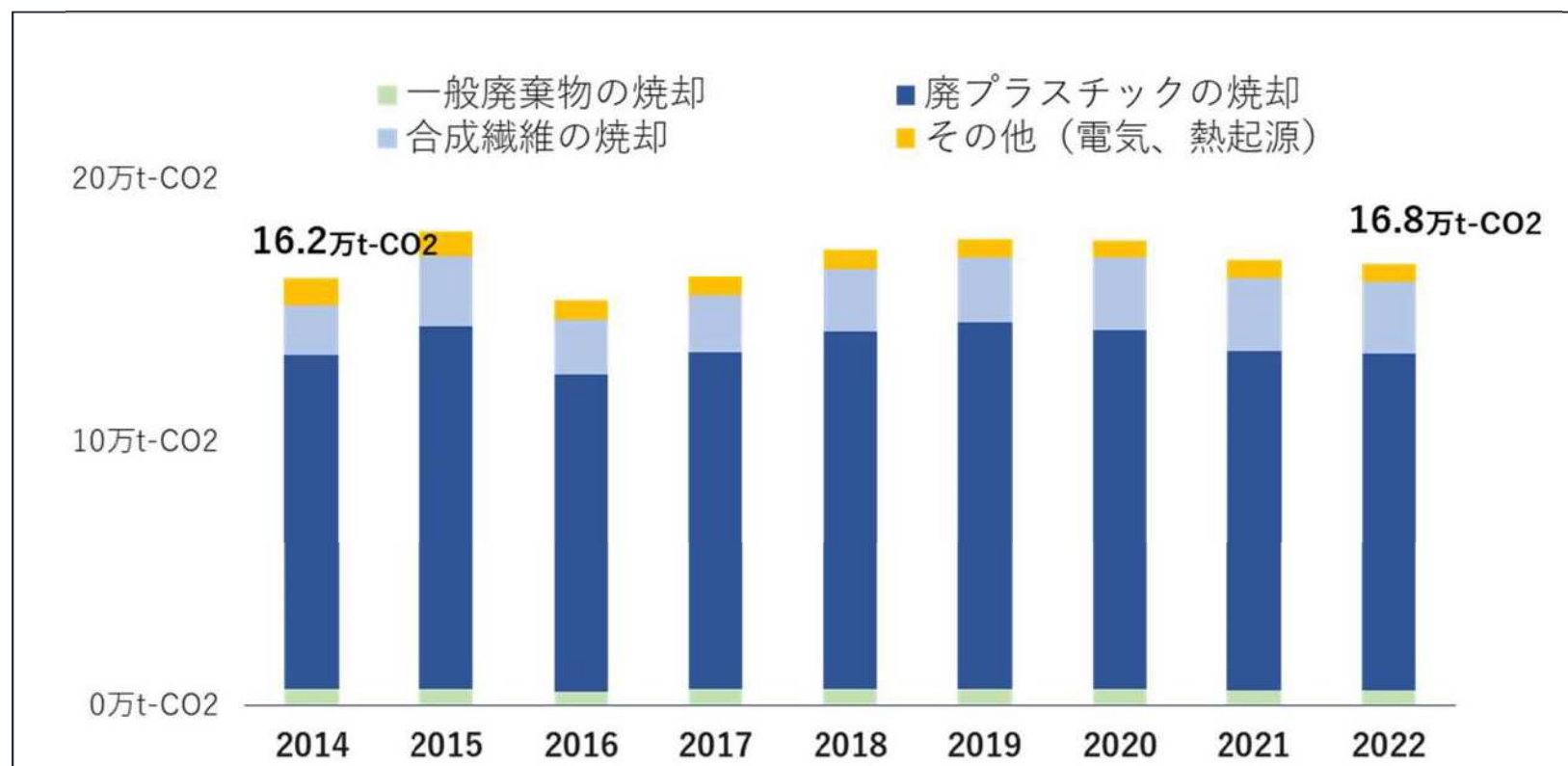
< 考察・評価 >

- ・分別率は増加傾向だが、他の先進都市の分別率（50～60％）と比べると低い
目標である2025年度の分別率45％に向けては、2024年度に川崎区から順次開始する
プラスチック資源の一括回収等の取組により達成を目指す

(4) 其他のごみ処理状況・取組成果（一般廃棄物）

廃棄物分野における温室効果ガス排出量（市の焼却施設）

- ・ 廃棄物分野の排出量は廃棄物焼却による排出がほとんどを占めており、その内訳は**廃プラが約 8 割、合成繊維由来が約 1 割**であり、**廃プラや衣類等の合成繊維の焼却量を減らすことが重要**



(4) ごみ処理状況・取組成果（産業廃棄物）

排出の状況

- 産業廃棄物の排出量は年間2,556千トン、最終処分量は年間68千トンであり、各種リサイクル法等の整備や企業の意識向上、産業構造の変化により排出量及び最終処分量は長期的には減少傾向
- 種類別の内訳は、**汚泥の排出量が最も多く64.9%**で、次いでがれき類が13.1%
- 業種別の内訳は、**電気・水道業、製造業、建設業の3業種で98%**を占める

図1 排出量と最終処分量の推移

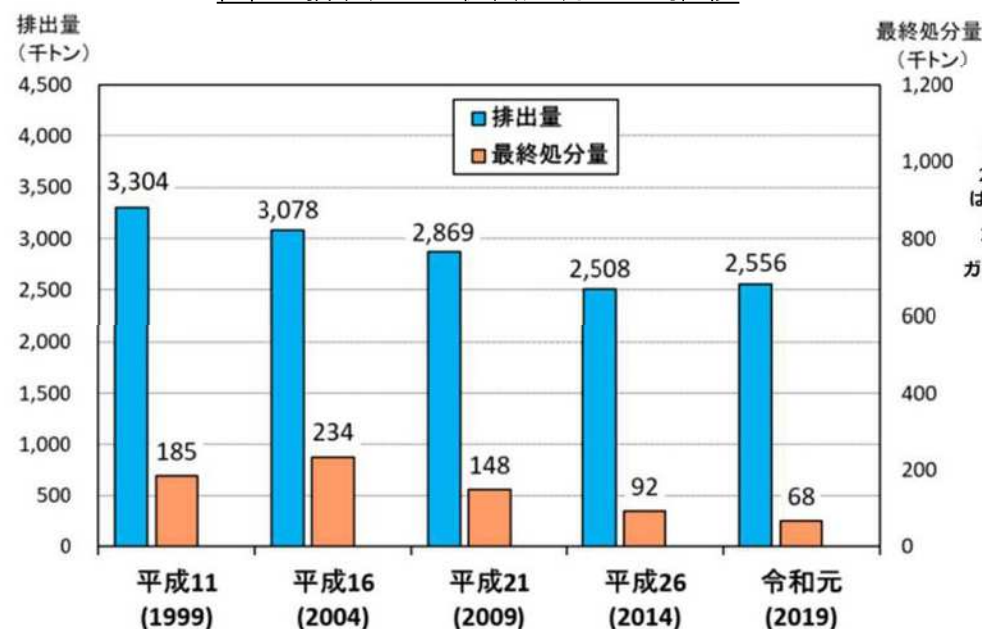


図2 種類別の排出量内訳

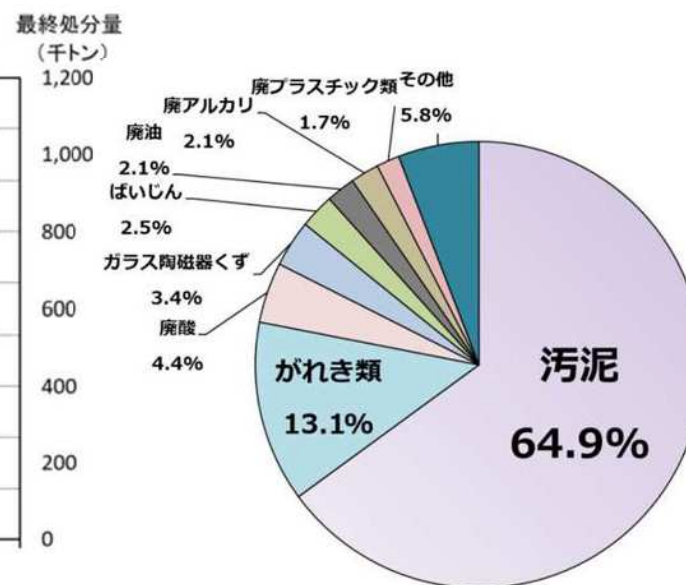
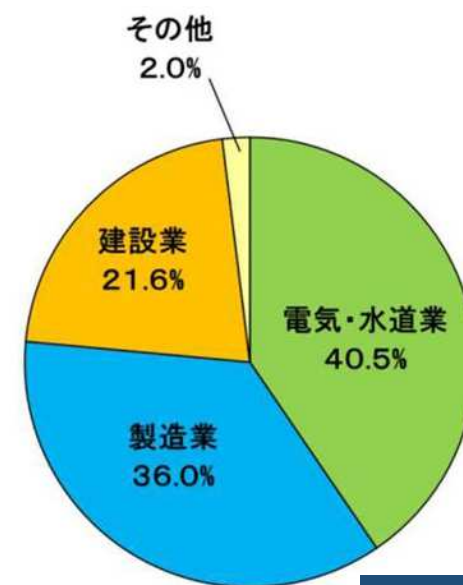


図3 業種別の排出量内訳



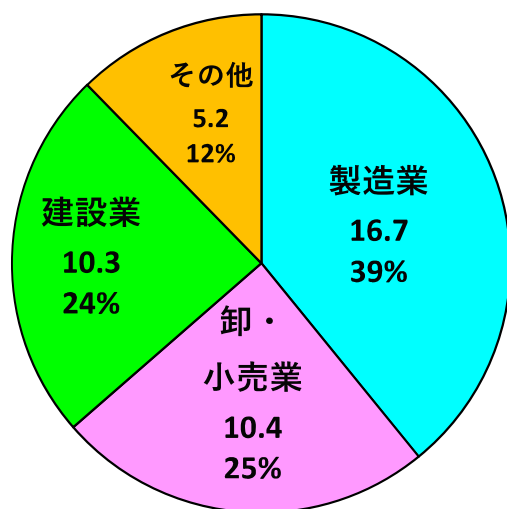
(4) ごみ処理状況・取組成果（産業廃棄物）

排出の状況

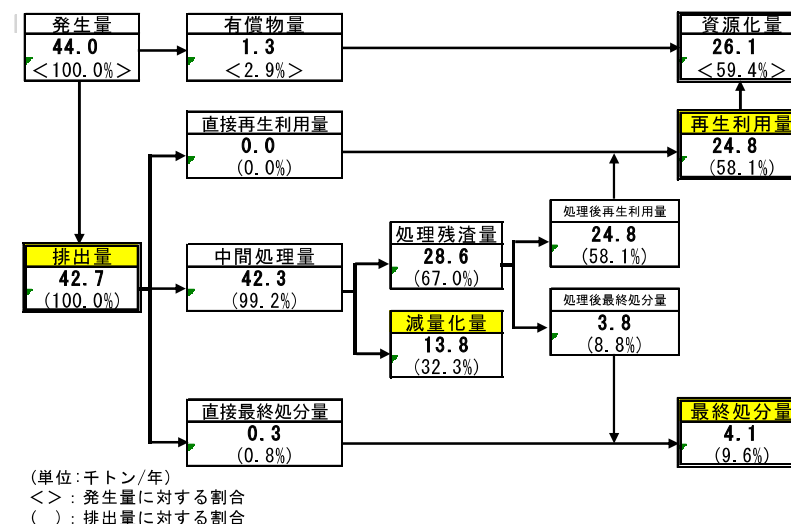
- 産業廃棄物は広域的に処理されており、多くの中間処理業者が存在する本市は、市外からの産業廃棄物の搬入も多く、**市外からの搬入量は2,162千トンと、市外への搬出量599千トンの3.6倍**
- 市内には産業廃棄物の最終処分場が存在せず、最終処分を他の地域に依存

廃プラスチック類の状況

- 廃プラスチック類の排出量は43千トンで、業種別に見ると**製造業（約39%）が最も多く**、卸・小売業（約25%）、建設業（約24%）であり、その**再生利用率は58%**と、全国平均(57%)と同程度



2019年度の廃プラスチック類の業種別排出状況



2019年度の廃プラスチック類の処理フロー

目 次

- 01 | 計画について
- 02 | 計画概要
- 03 | 処理体制・主な取組
- 04 | ごみ処理状況・取組成果
- 05 | **生活排水処理**
- 06 | 国の動向
- 07 | 計画改定に向けた検討の方向性

(5) 生活排水処理

生活排水処理基本計画について

- 生活排水処理に係る計画は「廃棄物処理法」の規定に基づき策定が義務付けられており、本市においても、し尿等処理の基本的な考え方として策定 ※「一般廃棄物処理基本計画」で内包

<基本方針>

- ①し尿等の適正な処理を実施
- ②災害時も含めた安全・安心な収集処理を実施

し尿等処理に係る近年の動向

- 2023年度末時点で**下水道普及率99.5%**。
し尿収集量及び浄化槽汚泥**収集量は、ほぼ横ばい**
今後も、し尿及び浄化槽汚泥は一定量収集する状況が続くと考えられる
- 生物処理タイプのディスポーザ排水処理システムは収集量と作業延件数が増加傾向

し尿収集及び浄化槽使用世帯数

	2015年3月時点	2023年3月現在
し尿収集世帯	1,698 (0.2%)	1,183 (0.2%)
浄化槽使用世帯	3,446 (0.5%)	2,472 (0.3%)
うち単独処理	2,540 (0.4%)	1,629 (0.2%)
うち合併処理	906 (0.1%)	843 (0.1%)
下水道使用世帯	693,408(99.3%)	780,086 (99.5%)
総世帯数	698,552(100%)	783,741 (100%)

目 次

- 01 | 計画について
- 02 | 計画概要
- 03 | 処理体制・主な取組
- 04 | ごみ処理状況・取組成果
- 05 | 生活排水処理
- 06 | **国の動向**
- 07 | 計画改定に向けた検討の方向性

(6) 国の動向

「第5次循環型社会形成推進基本計画」や「廃棄物処理施設整備計画」などの主なポイント

○3R推進と資源循環の強化

- ・循環経済への移行に向けて、3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の推進や資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環が必要
- ・製造業・小売業等などの動脈産業における取組と廃棄物処理・リサイクル業などの静脈産業における取組が有機的に連携する動静脈連携による資源循環を加速

○カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進

- ・循環経済への移行とネット・ゼロの実現を統合的に進める「脱炭素型資源循環」の実現
- ・廃プラスチック等の排出抑制及び素材・原料への再生利用の推進
- ・熱回収の高度化と将来的なCCUSとの組合せ等による廃棄物処理システム全体の脱炭素化を推進

○多種多様な地域の循環システムづくり

- ・地域社会において資源循環基盤となる取組の構築に向けた施策を推進
- ・住民・事業者等と連携し、循環資源を各地域・資源に応じた最適な規模で循環させる仕組みづくり

○今後の社会状況や災害時も含めた持続可能な適正処理の確保

- ・少子高齢化やライフスタイルの変化に伴うごみ排出量や組成の変化への対応
- ・適正な処理体制の確保、将来コストの抑制とともに、災害に備え廃棄物処理体制の強靱性を確保
- ・廃棄物処理・資源循環行政や資源循環産業の担い手確保のための人材育成

(近年の国の主な動き)

- ・第5次循環型社会形成推進基本計画（R6夏頃閣議決定） ・再資源化事業等高度化法（案）（R6.3閣議決定）
- ・廃棄物処理法基本方針 変更、廃棄物処理施設整備計画 策定(R5.6)
- ・プラスチック資源循環促進法 施行(R4.4) ・食品ロス削減法 制定(R1.5)

目 次

- 01 | 計画について
- 02 | 計画概要
- 03 | 処理体制・主な取組
- 04 | ごみ処理状況・取組成果
- 05 | 生活排水処理
- 06 | 国の動向
- 07 | 計画改定に向けた検討の方向性

(7) 計画改定に向けた検討の方向性

次期計画について

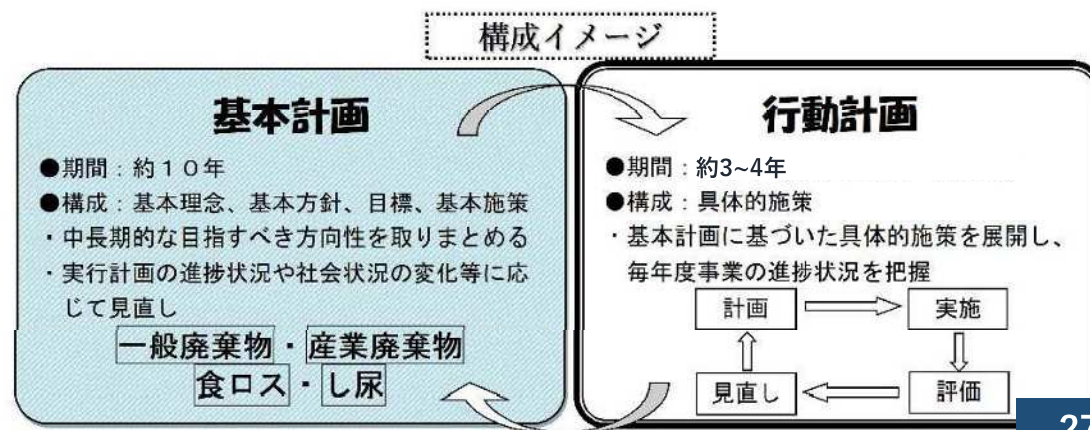
< 主な課題・検討の視点等 >

- より一層のごみ減量・資源化の促進や安定的かつ効率的・効果的な廃棄物処理体制の構築
- 2050年のC NやSDG sの達成に向けた廃棄物処理に係る脱炭素化やプラスチック資源循環の推進
- 少子高齢社会の到来やライフスタイルの変更など社会状況の変化に伴い多様化する市民ニーズを踏まえた取組
- 循環経済・循環型社会の実現に向けた一般廃棄物・産業廃棄物の連携強化（資源循環・脱炭素化・災害対応等）

< 次期計画に向けた検討の方向性 >

- 廃棄物処理を取り巻く社会状況の変化をとらえた中長期的な目指すべき方向性を取りまとめ
- 市民・事業者・行政がこれまで以上に連携していくために「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の一体的な取組がより効果的

次期一般廃棄物処理基本計画については、本市「総合計画」・「環境基本計画」等の諸計画との整合を図りながら、産業廃棄物など一体的な取組が効果的な施策も含めた計画を策定



資源循環部会の設置及び諮問の取扱等について（案）

1 部会の設置、諮問の付議及び決議について

諮問案件「川崎市一般廃棄物処理基本計画等の改定の考え方について」は、専門的な調査・審議を行う必要があることから、川崎市環境基本条例施行規則（以下「規則」という。）第14条の2第1項の規定に基づく部会として「資源循環部会」を設置するとともに、規則第14条の3第1項の規定に基づき、具体的な調査・審議を同部会に付議し、同条第2項の規定により、付議を受けた部会は、当該付議に係る事項について調査審議し、その結果を審議会に報告するものとする。

2 部会の委員候補について

資源循環部会の委員は、次のとおりとする。（部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。）

	氏 名	所属等	専門分野等	備考
1	濃沼 健夫	川崎市全町内会連合会副会長	市民代表	
2	篠倉 美紀	市民公募	市民代表	
3	寺園 淳	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環領域 上級主席研究員	環境工学	
4	藤倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群（環境学専攻）教授	環境政策、環境システム科学、 廃棄物・土壌汚染・悪臭	
5	宮脇 健太郎	明星大学理工学部総合理工学科（環境科学系）教授	廃棄物工学、衛生工学	
6	徳野 千鶴子	川崎市地球温暖化防止活動推進センター	市民代表	臨時委員
7	森川 友生男	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会会長	市民代表	臨時委員
8	渡辺 敏彦	神奈川県産業資源循環協会 川崎地区委員会 副委員長	市民代表	臨時委員

	氏 名	所属等	専門分野等	備考
1	飯田 晶子	東京大学大学院工学系研究科特任講師	緑地環境学	
2	池田 俊介	市民公募	市民代表	
3	石山 一可	川崎商工会議所副会頭	市民代表	
4	神長 唯	都留文科大学教養学部地域社会学科教授	環境社会学	臨時
5	濃沼 健夫	川崎市全町内会連合会副会長	市民代表	
6	佐土原 聡	横浜国立大学名誉教授／学長特任補佐	都市環境工学	
7	篠倉 美紀	市民公募	市民代表	
8	関口 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科教授	環境化学、エアロゾル科学、 汚染制御技術	
9	田口 澄也	セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長	市民代表	
10	寺園 淳	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環領域 上級主席研究員	環境工学	
11	徳野 千鶴子	川崎市地球温暖化防止活動推進センター	市民代表	臨時
12	中島 伸	東京都市大学都市生活学部都市生活学科 准教授	都市工学、都市計画	
13	中嶋 豊	川崎商工会議所	市民代表	臨時
14	馬場 健司	東京都市大学環境学部教授	環境政策論、政策過程	
15	藤倉 まなみ	桜美林大学リベラルアーツ学群（環境学専攻） 教授	環境政策、環境システム科学、 廃棄物・土壌汚染・悪臭	
16	藤野 純一	公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）上席研究員 ／サステイナビリティ統合センタープログラムディレクター	環境・エネルギーシステム	
17	水庭 千鶴子	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 教授	造園、緑地環境	
18	宮脇 健太郎	明星大学理工学部総合理工学科（環境科学系） 教授	廃棄物工学、衛生工学	
19	森川 友生男	川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会会長	市民代表	臨時
20	森脇 厚一郎	市民公募	市民代表	
21	吉村 千洋	東京工業大学環境・社会理工学院教授	環境光化学、環境工学、応用 生態工学	
22	與本 剛三	市民公募	市民代表	
23	若松 伸司	愛媛大学名誉教授	大気環境科学	
24	鷲北 栄治	川崎公害病患者と家族の会	市民代表	
25	渡辺 敏彦	神奈川県産業資源循環協会 川崎地区委員会 副委員長	市民代表	臨時

※任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（臨時委員はこの限りでない）

市側出席者名簿

【環境局関係者】

所属等	氏名
環境局長	菅谷 政昭
環境局総務部長	日向 幸雄
環境局総務部企画課長	藤田 晃央
環境局脱炭素戦略推進室長	神山 武久
環境局脱炭素戦略推進室 担当部長	間島 哲也
環境局環境対策部長	藤田 周治
環境局生活環境部長	水口 伸介
環境局廃棄物政策担当部長	山本 隆之
環境局施設部長	石原 賢一
環境局環境対策部地域環境共創課長	喜多 智英
環境局環境対策部環境対策推進課長	千室 麻由子
環境局廃棄物政策担当課長	山田 俊彦
環境局生活環境部廃棄物指導課長	木下 佳也

【建設緑政局関係者】

所属等	氏名
建設緑政局総務部長	櫻井 雅幸
建設緑政局緑政部みどりの管理課長	中村 豊

環境基本条例

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
平成 3 年 12 月 25 日川崎市条例第 28 号 最近改正 令和 3 年 3 月 24 日川崎市条例第 8 号	平成 4 年 6 月 24 日川崎市規則第 54 号 最近改正 令和 4 年 3 月 31 日川崎市規則第 10 号
目次 前文 第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条） 第 2 章 環境基本計画（第 8 条～第 9 条の 2） 第 3 章 環境行政の総合調整（第 10 条～第 12 条） 第 4 章 環境審議会（第 13 条） 第 5 章 補則（第 14 条～第 18 条） 附則	目次 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条） 第 2 章 環境基本計画（第 3 条～第 5 条の 2） 第 3 章 環境行政・温暖化対策推進総合調整会議 （第 6 条～第 12 条） 第 4 章 環境審議会（第 13 条～第 16 条） 附則
人は、これまで、空気、水、土、様々な生物などの自然が有する諸能力を無限のものとして考え、生活の便利さや物の豊かさを求めて、資源、エネルギーなどを大量に消費する社会経済活動を続けてきた。 しかし、今日、そうした活動は環境へ多大な負荷を与え、自然の再生能力を超える規模となり、すべての生物の存続の基盤である地球の環境を脅かすまでになっている。 多摩川や多摩丘陵という自然に恵まれた川崎は、その地理的条件を生かしながら、産業の集積と人口の増加により、我が国でも有数の活力ある大都市として発展してきた。しかし、一方では、拡大した生産活動や都市活動、多様化した消費生活などにより、深刻な公害や自然の破壊に直面することとなった。 もとより、すべての人は、健康で文化的な生活を営む上で必要となる安全で健康かつ快適な環境を享受する権利を有するとともに、このような環境を保全し、将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。 私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを改めて確認し、公害の絶滅を期し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していかなければならない。 ここに、私たちは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担して、自主的かつ積極的にその責任を果たし、相互に協力することによって、清浄な空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた美しく住みよ	

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
いふるさと・川崎を実現するため、この条例を制定する。 第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、環境の資源としての有限性を認識し、その適正な保全及び活用を期するとともに、川崎市の環境政策の理念及び基本原則、環境施策の基本となる事項及びその施策の策定に関する手続等を定めることにより、良好な都市環境の保全及び創造を図り、もって市民の福祉に寄与することを目的とする。 (環境政策の理念) 第2条 市の環境政策は、市民が安全で健康かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として展開するものとする。 2 市は、市民及び事業者と協力して、環境資源を適正に管理し、良好な環境を総合的かつ持続的に創造することにより、現在及び将来の市民生活の質的向上を図るものとする。 3 市の施策は、環境政策を基底として、これを最大限に尊重して行うものとする。 (環境政策の基本原則) 第3条 市の環境政策は、次に掲げる原則に従うものとする。 (1) 施策の総合性 (2) 科学的予見性 (3) 生態系への配慮 (4) 地球環境への配慮 (5) 市民の参画と協働 (環境目標値の設定等) 第3条の2 市長は、市民の健康を保護し、生活環境を保全するための環境上の条件に係る目標値を、川崎市環境審議会(第13条を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いて設定しなければならない。 2 前項の目標値については、常に適切な検討が加えられ、適宜必要な改定がなされなければならない。 3 市長は、前2項の規定により目標値を設定し、又は改定したときは、公表しなければならない。 (市の責務) 第4条 市は、市の施策を実施するに当たっては、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して、	第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規則は、川崎市環境基本条例(平成3年川崎市条例第28号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。 (用語) 第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。 (市民の責務) 第5条 市民は、良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、自らの生活行動が環境を損なうことのないよう努めるとともに、市の環境施策の推進に積極的に参画し協力しなければならない。 (事業者の責務) 第6条 事業者は、自らの活動が環境に影響を与えている立場を自覚し、環境汚染の防止並びに良好な環境の保全及び創造に努め、市の規制及び指導を遵守するとともに、市の環境施策に積極的に協力しなければならない。 (基本的施策) 第7条 市は、第2条に規定する環境政策の理念の実現を図るため、この条例に定める手続に従い、公害の防止、自然環境の保全、環境影響評価等に係る施策を継続し、その強化に努めるとともに、次に掲げる施策を重点的に実施するものとする。 (1) 新たな産業による環境汚染の防止、産業廃棄物の適正処理等新たな公害防止施策を推進すること。 (2) 自動車公害の防止、生活排水による水質汚濁の防止、一般廃棄物の適正処理、都市基盤施設の整備等都市生活型公害の改善を図ること。 (3) うるおいとやすらぎのある環境の実現を目指し、利用者に優しい公共施設等の整備、水とみどりを生かした都市施設の整備、良好な都市景観の創出、歴史的文化的遺産の保全及び活用等都市アメニティの創造を推進すること。 (4) 水の循環構造の保全、エネルギーの効率的利用、再生資源の利用促進等自然の循環機能に即して市域における環境資源の保全及び活用を図ること。 (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護、公害防止技術の国際交流等市における地球環境保全のための施策を推進すること。 (6) 市民が人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、責任ある行動がとれるよう、系統的な環境教育等の推進に努めること。 (7) 事業活動に伴って生ずる環境への負荷を低減するため、自主的な環境管理の導入の促進に関する施策を推進すること。 2 市は、前項に掲げる施策を実施するに当たっては、都市構造、経済活動及び市民の生活行動様式	

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
の变革等を含めた総合的対策を考慮するとともに、適切な市民参加の方策を講ずるよう努めるものとする。 3 市は、第1項に掲げる施策のうち、広域的な解決を必要とするものについては、国、近隣の地方公共団体等と積極的に協議し、その推進に努めるものとする。 第2章 環境基本計画 (環境基本計画) 第8条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を踏まえ、環境行政の基本指針となる川崎市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。 2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 環境政策の目標 望ましい環境像として基本計画が目指す地域環境の姿を明らかにし、これを実現していくための目標を環境要素ごとに示すもの (2) 基本的施策 前号に規定する環境政策の目標を実現するために市が重点的に取り組むべき環境施策を具体的に示すもの (3) 環境配慮指針 市、市民及び事業者が環境資源を利用する行為等を行う場合に、良好な環境の保全及び創造のためにそれぞれが配慮すべき事項を示すもの (4) その他良好な環境の保全及び創造に関する重要事項 3 基本計画の対象地域は、川崎市全域とし、広域的な観点から策定するものとする。 4 基本計画の目標期間は、科学技術の進展、社会状況の変化等を勘案して定めるものとする。 5 基本計画の対象とする環境要素は、市民生活にかかわるものを広く取り入れるよう努めるものとする。 (基本計画の策定等) 第9条 市長は、前条に規定する基本計画を策定する場合においては、あらかじめ、市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、審議会意見を聴かなければならない。 2 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。 3 前2項の規定は、基本計画を変更する場合に準	第2章 環境基本計画 (基本計画案の縦覧等) 第3条 市長は、川崎市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定する場合において、その基本計画の案について広報等に努めるとともに、これを8週間縦覧に供するものとする。 2 市長は、前項に規定する縦覧に供する期間の始期及び終期、場所並びに時間について告示するものとする。

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
用する。 (年次報告) 第9条の2 市長は、基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。 2 市長は、必要があると認めるときは、年次報告書について審議会の意見を聴くものとする。 第3章 環境行政の総合的調整 (総合的調整) 第10条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、この章に定めるところに従い、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行う。 (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。 (2) 地球温暖化対策をはじめとする環境施策に関すること。 (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。 (環境行政・温暖化対策推進総合調整会議) 第11条 前条に規定する総合的調整を行うため、川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。 2 調整会議は、市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長及び市長が定める職員をもって組織する。 3 前項に定めるもののほか、調整会議について必要な事項は、市長が定める。 (環境調査) 第12条 市は、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、第10条第2号及び第3号に規定する事項について総合的調整を行う場合は、調整会議において、環境に係る配慮が十分になされているか、環境の観点から望ましい選択であるか等についての調査(以下「環境調査」という。)を行う。 2 市長は、環境調査を行うために必要な指針を、審議会の意見を聴いて作成するものとする。	3 市民は、基本計画の案について縦覧期間内に市長に対して意見書(別記様式(略))を提出することができる。 (基本計画の公表) 第4条 条例第9条第2項に規定する基本計画の公表は、告示により行うものとする。 (準用) 第5条 前2条の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。 (年次報告書の公表) 第5条の2 条例第9条の2第1項に規定する年次報告書の公表は、告示により行うものとする。 第3章 環境行政・温暖化対策推進総合調整会議 (組織) 第6条 川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議(以下「調整会議」という。)を組織する条例第11条第2項に規定する市長が定める職員は、川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に掲げる局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び議会局の長(教育委員会事務局にあっては、教育次長)とする。 (会長等) 第7条 調整会議に会長及び副会長を置き、会長は市長を、副会長は副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び教育長をもって充てる。 2 会長は、会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。 4 調整会議は、会長が招集し、その議長となる。 5 調整会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
第4章 環境審議会 (環境審議会) 第13条 環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境の保全に関する重要事項について専門的に調査審議するため、川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。 (1) この条例その他環境の保全に関する条例によりその権限に属させられた事項 (2) その他環境施策に関し市長が必要と認めた事項 3 審議会は、委員30人以内をもって組織する。 4 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 6 委員のほか、特別の事項を調査審議させるため	(事案の付議手続) 第8条 調整会議における事案は、会長が付議するものとする。 2 会長が事案を付議しようとするときは、環境局長に当該事案を整理させた上、調整会議に提出するものとする。 3 上下水道事業管理者及び第6条に規定する職員は、調整会議に付議したい事案があるときは、当該事案の趣旨及び内容を記載した書類に必要な資料を添えて環境局長を経て会長に提出するものとする。この場合において、付議したい事案が条例第12条第1項に規定する環境調査に係る事案であるときは、同条第2項に規定する指針により作成した資料を併せて提出するものとする。 (報告) 第9条 削除 (幹事会) 第10条 調整会議にその円滑な運営を図るため、幹事会を置く。 2 幹事会について必要な事項は、別に定める。 (庶務) 第11条 調整会議の庶務は、環境局において処理する。 (委任) 第12条 この章に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、会長が定める。 第4章 環境審議会 (会長及び副会長) 第13条 川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) 第14条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 審議会は、調査審議のため必要であると認める

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。 7 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。 8 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。 9 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。 10 審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。 11 審議会は、規則で定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。 12 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 第5章 補則 (環境に関する情報の提供) 第14条 市は、良好な環境の保全及び創造に資するため、環境に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。 (市民等との協働のための措置) 第15条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する市民の自主的な活動を支援するため、環境に関する技術等の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 市は、市、市民及び事業者の協働による環境についての地域における活動を促進するため、協議組織の整備、相互に交流する機会等に関する支援のための措置を講ずるよう努めなければならない。 (調査研究体制の拡充等) 第16条 市は、科学的予見性に基づく環境行政の推進を図るため、環境に関する調査研究体制の拡充、環境科学に関する総合的かつ体系的な調査研究、環境に関する情報の収集及び分析、他の研究機関との積極的な交流、技術者の養成等に努めなければならない。 (財政上の措置) 第17条 市は、良好な環境の保全及び創造の推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 (委任) 第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	ときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。 (部会) 第14条の2 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。この場合において、委員及び臨時委員が2以上の部会に属することを妨げない。 3 前2条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）」とあり、及び「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。 (部会への付議) 第14条の3 会長は、市長の諮問を受けたときは、その内容に応じ当該諮問に係る事項を前条第1項に規定する部会に付議することができる。 2 前項の規定により付議を受けた部会は、当該付議に係る事項について調査審議し、その結果を審議会に報告するものとする。 (決議) 第14条の4 審議会は、条例第13条第11項の規定に基づき部会の決議をもって審議会の決議とすることは、あらかじめその旨の決議を行うものとする。 (専門委員会) 第14条の5 部会は、専門の事項を調査するため、必要に応じ専門委員会を置くことができる。 2 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名によりこれを定める。 (庶務) 第15条 審議会の庶務は、環境局において処理する。 (委任) 第16条 この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
附 則 この条例の施行期日は、市長が定める。 (平成 4 年 6 月 24 日規則第 53 号で平成 4 年 7 月 1 日から施行) 附 則 (平成 11 年 12 月 24 日条例第 47 号) (施行期日) 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項の改正規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 (平成 12 年 12 月 1 日規則第 126 号で平成 12 年 12 月 20 日から施行) (経過措置) 2 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 (平成 11 年川崎条例第 50 号) 附則第 2 項の規定による廃止前の川崎市公害防止条例 (昭和 47 年川崎市条例第 12 条) 第 19 条第 1 項の規定による目標値は、この条例による改正後の条例第 3 条の 2 第 1 項の規定による目標値とみなす。 附 則 (平成 16 年 10 月 14 日条例第 38 号) (施行期日) 1 この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後最初に改正後の条例 (以下「新条例」という。) 第 13 条第 4 項の規定により委嘱される川崎市環境審議会の委員の任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、平成 18 年 2 月 28 日までとする。 3 施行日前に改正前の条例の規定により川崎市環境保全審議会又は川崎市環境政策審議会に対してされた手続その他の行為は、新条例の相当規定により川崎市環境審議会に対してされた手続その他の行為とみなす。 (川崎市環境保全審議会条例の廃止) 4 川崎市環境保全審議会条例 (平成 11 年川崎市条例第 46 号) は、廃止する。 (川崎市環境保全審議会条例の廃止に伴う経過措置) 5 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の川崎市環境保全審議会条例 (以下「旧環境保全審議会条例」という。) 第 3 条第 2 項の規定により委嘱された川崎市環境保全審議会の委員で	附 則 この規則は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 6 年 3 月 30 日規則第 14 号抄) (施行期日) 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 9 年 3 月 31 日規則第 11 号抄) (施行期日) 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 16 年 10 月 21 日規則第 93 号) (施行期日) 1 この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の際現に川崎市環境基本条例の一部を改正する条例 (平成 16 年川崎市条例第 100 号) 附則第 4 項の規定による廃止前の川崎市環境保全審議会条例 (平成 11 年川崎市条例第 46 号。以下「旧条例」という。) 第 5 条第 1 項の規定により選任された川崎市環境保全審議会の会長及び副会長である者は、それぞれ第 2 条の規定による改正後の川崎市環境基本条例施行規則 (以下「新規則」という。) 第 13 条第 1 項の規定により川崎市環境審議会の会長、副会長として選任されたものとみなす。 3 この規則の施行の際現に旧条例第 8 条第 2 項の規定により部会に属している委員及び臨時委員である者並びに同条第 3 項において準用する旧条例第 5 条第 1 項の規定により選任された部会の部会長及び副部会長である者は、それぞれ新規則第 14 条の 2 第 4 項の規定により部会に属する委員及び臨時委員として指名され、並びに同条第 5 項において準用する新規則第 13 条第 1 項の規定により部会の部会長及び副部会長として選任されたものとみなす。 附 則 (平成 17 年 3 月 31 日規則第 17 号抄) (施行期日) 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 19 年 3 月 30 日規則第 15 号) この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 20 年 3 月 31 日規則第 16 号抄) この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市環境基本条例	川崎市環境基本条例施行規則
ある者は、施行日に新条例第 13 条第 4 項の規定により川崎市環境審議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、施行日における従前の川崎市環境保全審議会の委員としての任期の残任期間とする。 6 この条例の施行の際現に旧環境保全審議会条例第 3 条第 4 項の規定により委嘱された川崎市環境保全審議会の臨時委員である者は、施行日に新条例第 13 条第 7 項の規定により川崎市環境審議会の臨時委員として委嘱されたものとみなす。 (川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正) 7 次に掲げる条例の規定中「川崎市環境保全審議会」を「川崎市環境審議会」に改める。 (1) 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(平成 4 年川崎市条例第 51 号) 第 45 条の 2 (2) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成 11 年川崎市条例第 50 号) 第 128 条 (川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 8 施行日前に前項の規定による改正前の川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の規定により川崎市環境保全審議会に対してされた手続その他の行為は、新条例の相当規定により川崎市環境審議会に対してされた手続その他の行為とみなす。 附 則(平成 19 年 3 月 20 日条例第 1 号抄) (施行期日) 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 23 年 7 月 4 日条例第 21 号抄) この条例は、地方自治法の一部を改正す法律(平成 23 年法律第 35 号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。 附 則(令和 3 年 3 月 24 日条例第 8 号抄) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。	附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 10 号) この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 13 号) この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 24 号) この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 27 号) この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市環境審議会の概要

1 環境審議会の設立経過

【環境保全審議会】

- ・平成 11 年 7 月 21 日 川崎市環境行政制度検討委員会から「川崎市環境行政制度の基本的なあり方について」答申

【審議会関係の答申概要】

- ・公害対策審議会、自然環境保全審議会、公園緑地審議会、生田緑地利用計画審議会及び廃棄物対策審議会の 5 つの審議会を統合
- ・環境影響評価審議会及び環境政策審議会については、従前どおり存続
- ・平成 11 年 12 月 24 日 川崎市環境保全審議会条例の制定・公布
- ・平成 12 年 3 月 1 日 環境保全審議会条例の施行、環境保全審議会の発足
第 1 期環境保全審議会の任期開始（平成 14 年 2 月 28 日まで）
- ・平成 14 年 3 月 1 日 第 2 期環境保全審議会の任期開始（平成 16 年 2 月 29 日まで）
- ・平成 16 年 3 月 1 日 第 3 期環境保全審議会の任期開始

【環境審議会の設置】

- ・平成 16 年 10 月 14 日 川崎市環境基本条例の一部を改正する条例（平成 16 年川崎市第 100 号）の制定により、環境保全審議会と環境政策審議会を統合し、環境審議会を設置
- ・平成 16 年 11 月 1 日 第 1 期環境審議会の任期開始（平成 18 年 2 月 28 日まで）
- ・平成 18 年 3 月 1 日 第 2 期環境審議会の任期開始（平成 20 年 2 月 29 日まで）
- ・平成 20 年 3 月 1 日 第 3 期環境審議会の任期開始（平成 22 年 2 月 28 日まで）
- ・平成 22 年 3 月 1 日 第 4 期環境審議会の任期開始（平成 24 年 2 月 29 日まで）
- ・平成 24 年 3 月 1 日 第 5 期環境審議会の任期開始（平成 26 年 2 月 28 日まで）
- ・平成 26 年 3 月 1 日 第 6 期環境審議会の任期開始（平成 28 年 2 月 29 日まで）
- ・平成 28 年 3 月 1 日 第 7 期環境審議会の任期開始（平成 30 年 2 月 28 日まで）
- ・平成 30 年 3 月 1 日 第 8 期環境審議会の任期開始（令和 2 年 2 月 29 日まで）
- ・令和 2 年 4 月 1 日 第 9 期環境審議会の任期開始（令和 4 年 3 月 31 日まで）
- ・令和 4 年 4 月 1 日 第 10 期環境審議会の任期開始（令和 6 年 3 月 31 日まで）

※第 9 期から委嘱日を 4 月 1 日付とした。

2 根拠 川崎市環境基本条例（平成 3 年川崎市条例第 28 号）

3 委員名簿 委員名簿のとおり

4 川崎市環境審議会の概要

(1) 目的及び設置（条例第 13 条第 1 項）

環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境の保全に関する重要事項について専門的に調査審議するため、川崎市環境審議会を置く。

(2) 所掌事務（条例第 13 条第 2 項）

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

ア この条例その他環境の保全に関する条例によりその権限に属させられた事項

（ア）環境目標値の設定に関すること。（条例第 3 条の 2 第 1 項）

（イ）環境基本計画の策定等に関すること。（条例第 9 条第 1 項）

（ウ）環境基本計画年次報告書に関すること。（条例第 9 条の 2 第 2 項）

（エ）環境調査を行うために必要な指針の作成に関すること。（条例第 12 条第 2 項） 他

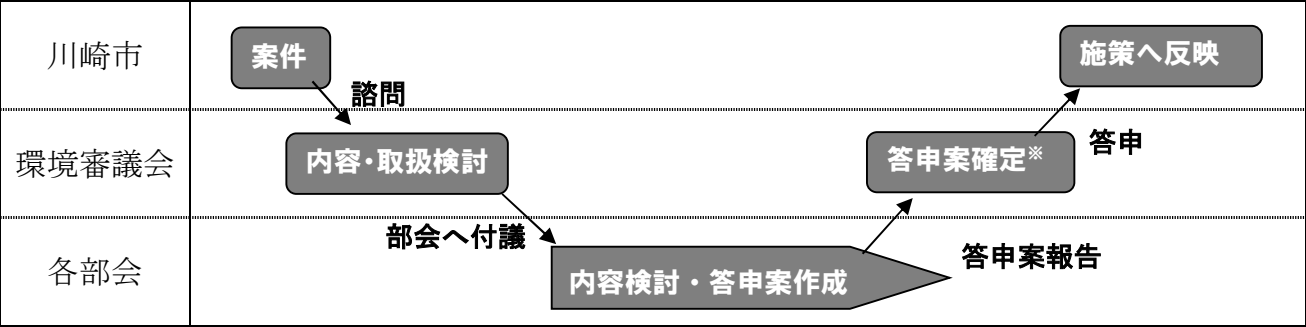
イ その他環境の保全に関し市長が必要と認めた事項

（ア）法律に定められた審議事項 他

(3) 部会（条例第 13 条第 10 項）

審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

5 諮問案件の審議の主な流れ



※川崎市環境基本条例第 13 条第 11 項及び川崎市環境基本条例施行規則第 14 条の 4 の規定に基づき、審議会は、あらかじめ決議を行うことにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 全体会議の開催状況（平成12年3月1日～令和5年3月31日：70回）

環 境 保 全 審 議 会	開 催 日	出 席 委 員
平成11年度第1回	平成12年3月30日	23人
平成12年度第1回	平成12年4月10日	19人
平成12年度第2回	平成12年6月21日	23人
平成12年度第3回	平成12年8月29日	21人
平成12年度第4回	平成12年9月22日	21人
平成12年度第5回	平成12年11月24日	16人
平成13年度第1回	平成13年9月17日	24人
平成13年度第2回	平成13年12月20日	15人
平成13年度第3回	平成14年2月28日	24人
平成14年度第1回	平成14年4月22日	26人
平成14年度第2回	平成14年10月16日	23人
平成14年度第3回	平成15年1月30日	23人
平成15年度第1回	平成15年10月14日	20人
平成15年度第2回	平成15年12月24日	19人
平成15年度第3回	平成16年2月9日	19人
平成16年度第1回	平成16年5月6日	24人
環 境 審 議 会	開 催 日	出 席 委 員
平成16年度第1回	平成16年11月1日	20人
平成17年度第1回	平成17年5月30日	21人
平成17年度第2回	平成17年9月20日	21人
平成17年度第3回	平成17年11月30日	21人
平成18年度第1回	平成18年4月21日	20人
平成18年度第2回	平成18年11月27日	24人
平成19年度第1回	平成19年9月10日	21人
平成19年度第2回	平成19年12月27日	20人
平成19年度第3回	平成20年2月21日	22人
平成20年度第1回	平成20年4月23日	19人
平成20年度第2回	平成20年10月9日	25人
平成20年度第3回	平成20年12月11日	20人
平成20年度第4回	平成21年2月17日	18人
平成21年度第1回	平成21年6月2日	24人
平成21年度第2回	平成21年7月31日	18人
平成21年度第3回	平成21年11月26日	18人
平成21年度第4回	平成22年2月18日	21人

環 境 審 議 会	開 催 日	出 席 委 員
平成 22 年度第 1 回	平成 22 年 4 月 22 日	21 人
平成 22 年度第 2 回	平成 22 年 6 月 28 日	22 人
平成 22 年度第 3 回	平成 22 年 10 月 27 日	23 人
平成 23 年度第 1 回	平成 23 年 7 月 19 日	18 人
平成 23 年度第 2 回	平成 23 年 11 月 2 日	22 人
平成 23 年度第 3 回	平成 24 年 2 月 16 日	24 人
平成 24 年度第 1 回	平成 24 年 4 月 20 日	22 人
平成 24 年度第 2 回	平成 24 年 7 月 17 日	17 人
平成 24 年度第 3 回	平成 24 年 12 月 21 日	20 人
平成 24 年度第 4 回	平成 25 年 3 月 27 日	23 人
平成 25 年度第 1 回	平成 25 年 7 月 8 日	20 人
平成 25 年度第 2 回	平成 25 年 11 月 25 日	18 人
平成 25 年度第 3 回	平成 26 年 2 月 3 日	18 人
平成 26 年度第 1 回	平成 26 年 4 月 28 日	21 人
平成 26 年度第 2 回	平成 26 年 11 月 18 日	19 人
平成 26 年度第 3 回	平成 27 年 2 月 9 日	21 人
平成 27 年度第 1 回	平成 27 年 6 月 9 日	21 人
平成 27 年度第 2 回	平成 27 年 10 月 9 日	19 人
平成 27 年度第 3 回	平成 28 年 1 月 14 日	17 人
平成 28 年度第 1 回	平成 28 年 5 月 16 日	24 人
平成 28 年度第 2 回	平成 28 年 11 月 9 日	24 人
平成 28 年度第 3 回	平成 29 年 2 月 7 日	24 人
平成 29 年度第 1 回	平成 29 年 5 月 19 日	24 人
平成 29 年度第 2 回	平成 29 年 11 月 2 日	29 人
平成 29 年度第 3 回	平成 30 年 1 月 29 日	16 人
平成 30 年度第 1 回	平成 30 年 7 月 20 日	24 人
平成 30 年度第 2 回	平成 31 年 2 月 13 日	23 人
令和元年度第 1 回	令和元年 5 月 16 日	25 人
令和元年度第 2 回	令和 2 年 1 月 17 日	23 人
令和 2 年度第 1 回	令和 2 年 7 月 28 日	19 人
令和 2 年度第 2 回	令和 2 年 11 月 19 日	19 人
令和 2 年度第 3 回（書面による開催）	令和 3 年 1 月 21 日	22 人
令和 3 年度第 1 回	令和 3 年 7 月 13 日	17 人
令和 3 年度第 2 回	令和 3 年 10 月 18 日	20 人
令和 3 年度第 3 回	令和 4 年 2 月 7 日	17 人

環 境 審 議 会	開 催 日	出 席 委 員
令和4年度第1回	令和4年5月18日	24名
令和4年度第2回	令和5年1月19日	16名
令和5年度第1回	令和6年1月29日	15名

7 諮問・答申の状況

諮問年月日	諮 問 事 項	部 会	答申年月日
H12. 4. 10	川崎市環境基本条例に規定する環境目標値及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する対策目標値、対策目標量等について	公害対策部会	H12. 9. 26
H12. 4. 10	川崎市におけるディーゼル車対策のあり方について	全体会議 ディーゼル車対策特別部会	H12. 9. 26 : 中間 H14. 3. 20
H12. 9. 22	21 世紀における廃棄物行政のあり方について	廃棄物部会	H14. 3. 20
H12. 11. 24	川崎市緑の基本計画における緑化推進重点地区の設定について	緑と公園部会	H13. 9. 21
H12. 11. 24	川崎市における地下水保全対策のあり方について	公害対策部会	H13. 9. 21
H13. 9. 17	川崎市における新たな緑地保全方策について	緑と公園部会	H14. 11. 11
H13. 9. 17	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第 45 条第 1 項第 1 号に規定する排水の規制基準の追加等について	公害対策部会	H13. 12. 27
H14. 10. 16	循環型社会を目指した行動計画について	廃棄物部会	H16. 2. 27
H14. 10. 16	黒川広町緑の保全地域の指定について	全体会議	H14. 11. 11
H15. 1. 30	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第 40 条に規定する大気汚染物質の規制基準（ばいじんに関する設備の基準）の改正について	全体会議	H15. 2. 20
H15. 1. 30	川崎市緑の保全地域の指定について 【授産学園福祉の杜、岡上東光院】	緑と公園部会	H15. 4. 3
H15. 10. 14	川崎市地球環境保全行動計画の改訂素案について	全体会議	H16. 2. 27
H15. 12. 24	川崎市緑の保全地域の指定について 【下作延北ノ谷、黒川青少年の森】	緑と公園部会	H16. 2. 27
H16. 5. 6	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における悪臭の規制基準について	公害対策部会	H16. 11. 30
H16. 11. 1	川崎市緑の保全地域の指定について 【麻生山浄慶寺、岡上和光山、早野梅ヶ谷水源の森、白幡八幡大神】	緑と公園部会	H17. 2. 23
H17. 5. 30	川崎市における建築物環境配慮制度のあり方について	総合政策部会	H17. 9. 30
H17. 5. 30	川崎市緑の保全地域の指定について 【万福寺、久末城法谷】	緑と公園部会	H17. 9. 30
H17. 9. 20	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における地下水の揚水に係る許可制について	公害対策部会	H17. 12. 9
H18. 4. 21	川崎市緑の基本計画の改定について	緑と公園部会	H19. 10. 2
H18. 11. 27	川崎市緑の保全地域の指定について 【下作延西谷、野川西耕地、王禅寺源左衛門谷】	緑と公園部会	H19. 1. 15
H19. 9. 10	環境基本計画年次報告書について	総合政策部会	H20. 2. 21
H19. 12. 27	川崎市緑の保全地域の指定について 【犬蔵、J－POWER 地域共生林、早野梅ヶ谷水源の森（解除）】	緑と公園部会	H20. 2. 21
H20. 4. 23	川崎市一般廃棄物処理基本計画における行動計画の改定について（諮問）	廃棄物部会	H20. 12. 19

諮問年月日	諮 問 事 項	部 会	答申年月日
H20. 4. 23	窒素酸化物に係る大気環境対策について（諮問）	公害対策部会	H21. 2. 19
H20. 10. 9	川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方について（諮問）	温暖化対策特別部会	H21. 6. 4(第1次) H22. 2. 18(第2次)
H20. 10. 9	川崎市環境基本計画の改定について（諮問）	総合政策部会	H22. 7. 6
H20. 12. 11	緑の保全地域の指定等について（諮問） 【王禅寺大門、王禅寺五郎谷、王禅寺源左衛門谷（解除）】	緑と公園部会	H21. 2. 19
H21. 7. 31	長期未整備公園・緑地のあり方について（諮問）	緑と公園部会	H22. 2. 18
H21. 11. 26	川崎市緑の保全地域の指定について 【菅小谷、西生田】	緑と公園部会	H22. 2. 18
H22. 4. 22	今後のアスベスト環境対策のあり方について	公害対策部会	H22. 11. 1
H22. 6. 28	今後の土壌汚染対策のあり方について	公害対策部会	H22. 11. 1
H22. 10. 27	川崎市緑の保全地域の指定について 【夏菟山修廣寺、片平】	緑と公園部会	H23. 2. 3
H23. 7. 19	今後の水環境保全のあり方について	公害対策部会	H24. 2. 27
H23. 11. 2	川崎市緑の保全地域の指定について 【白山神社、柿生の森】	緑と公園部会	H24. 2. 27
H23. 11. 2	川崎市一般廃棄物処理基本計画における行動計画の改定の考え方について	廃棄物部会	H24. 7. 31
H24. 4. 20	川崎市の生物多様性地域戦略の策定に向けた基本的な考え方について	緑と公園部会	H25. 4. 9
H24. 12. 21	川崎市緑の保全地域の指定について 【片平富士塚、天神社鎮守の杜】	緑と公園部会	H25. 4. 9
H24. 12. 21	川崎市における緑地総合評価の見直しについて	緑と公園部会	H26. 2. 24
H25. 7. 8	川崎市における市営霊園の今後のあり方について	緑と公園部会	H26. 12. 24
H25. 11. 25	川崎市緑の保全地域の指定について 【汁守神社、琴平神社、柿生の里山】	緑と公園部会	H27. 2. 24
H26. 4. 28	川崎市一般廃棄物処理基本計画の改定の考え方について	廃棄物部会	H27. 11. 4
H26. 11. 18	川崎市緑の保全地域の指定について 【等覚院、黒川明坪】	緑と公園部会	H27. 3. 16
H27. 6. 9	川崎市緑の基本計画の改定について	緑と公園部会	H29. 3. 23
H27. 6. 9	川崎市環境基本計画年次報告書について	総合政策部会	H27. 11. 4
H28. 1. 14	川崎市緑の保全地域の指定について 【山王社】	緑と公園部会	H28. 2. 25
H28. 11. 9	川崎市地球温暖化対策推進基本計画の改定の考え方について	地球温暖化対策推進基本計画改定部会	H29. 11. 16
H28. 11. 9	川崎市緑の保全地域の指定について 【杉山神社】	緑と公園部会	H29. 3. 23
H29. 2. 7	川崎市一般廃棄物処理基本計画における第2期行動計画の策定の考え方について	廃棄物部会	H29. 11. 16

諮問年月日	諮 問 事 項	部 会	答申年月日
H30. 7. 20	川崎市環境基本計画の改定の基本的な考え方について	総合政策部会	R2. 2. 20
R1. 5. 16	大気や水などの環境保全の推進に向けた考え方について	公害対策部会	R2. 11. 27
R1. 5. 16	生物多様性かわさき戦略の改定の基本的な考え方について	緑と公園部会	R3. 2. 16
R2. 1. 17	川崎市緑の保全地域の指定について 【下作延西谷】	緑と公園部会	R2. 2. 20
R3. 1. 21	川崎市地球温暖化対策推進基本計画の改定の考え方について	地球温暖化対策推進 基本計画改定部会	R3. 11. 2
R3. 1. 21	産業廃棄物に関する施策の方向性について	廃棄物施策推進部会	R3. 8. 20
R3. 7. 13	川崎市緑の保全地域の指定について 【王禅寺通】	緑の保全地域指定部 会	R3. 8. 20
R4. 5. 18	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に 向けた重要施策の考え方について	脱炭素化部会	R4. 11. 1
R4. 5. 18	環境リスク評価を活用した事業者による自主的な化 学物質管理の促進に向けた考え方について	大気や水などの環境 保全部会	R4. 11. 1

8 部会の開催状況（平成12年3月1日～令和2年3月31日）

(1) 公害対策部会：52回

部会	開催日	審議事項
平成12年度第1回	平成12年4月10日	川崎市環境基本条例に規定する環境目標値及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定する対策目標値、対策目標量等について
平成12年度第2回	平成12年4月20日	
平成12年度第3回	平成12年5月18日	
平成12年度第4回	平成12年5月31日	
平成12年度第5回	平成12年6月15日	
平成12年度第6回	平成12年7月13日	
平成12年度第7回	平成12年7月26日	
平成12年度第8回	平成12年8月10日	
平成12年度第9回	平成13年1月29日	川崎市における地下水保全対策のあり方について
平成12年度第10回	平成13年3月26日	
平成13年度第1回	平成13年5月30日	
平成13年度第2回	平成13年7月25日	
平成13年度第3回	平成13年11月12日	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第45条第1項第1号に規定する排水の規制基準の追加等について
平成14年度第1回	平成14年7月16日	正副部会長選出、報告事項
平成14年度第2回	平成14年12月25日	報告事項
平成16年度第1回	平成16年7月1日	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における悪臭の規制基準について
平成16年度第2回	平成16年8月23日	
平成16年度第3回	平成16年10月8日	
平成17年度第1回	平成17年10月13日	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における地下水の揚水に係る許可制について
平成17年度第2回	平成17年11月11日	
平成18年度第1回	平成18年11月27日	正副部長選出
平成18年度第2回	平成19年2月5日	平成17年度の大気環境及び水環境の状況について、島津製作所測定装置による二酸化窒素濃度の測定値の取扱いについて、NO _x ・SPM対策の取組状況について
平成19年度第1回	平成20年1月31日	地下水の揚水に関する条例改正後の状況について、平成18年度大気環境及び水環境の状況について、川崎市環境技術情報センターについて
平成20年度第1回	平成20年5月30日	窒素酸化物に係る大気環境対策について
平成20年度第2回	平成20年11月6日	
平成20年度第3回	平成20年12月24日	
平成21年度第1回	平成21年11月5日	審議会答申による更なる環境対策の進捗状況及び今後の予定について、PM2.5環境調査事業について、化学物質対策及び化学物質排出削減目標の達成状況について
平成22年度第1回	平成22年5月21日	今後のアスベスト環境対策のあり方について
平成22年度第2回	平成22年7月29日	今後のアスベスト環境対策のあり方について 今後の土壌汚染対策のあり方について
平成22年度第3回	平成22年8月26日	今後の土壌汚染対策のあり方について
平成22年度第4回	平成22年9月29日	今後のアスベスト環境対策のあり方について 今後の土壌汚染対策のあり方について

部会	開催日	審議事項
平成 23 年度第 1 回	平成 23 年 9 月 7 日	今後の水環境保全のあり方について
平成 23 年度第 2 回	平成 23 年 11 月 14 日	
平成 23 年度第 3 回	平成 24 年 1 月 13 日	
平成 24 年度第 1 回	平成 24 年 11 月 21 日	水環境保全計画の策定について
平成 25 年度第 1 回	平成 26 年 2 月 21 日	環境対策に係る報告について
平成 26 年度第 1 回	平成 26 年 4 月 28 日	正副部会長の選出
平成 26 年度第 2 回	平成 27 年 1 月 31 日	環境対策に係る報告について
平成 27 年度第 1 回	平成 27 年 2 月 21 日	環境対策に係る報告について
平成 28 年度第 1 回	平成 28 年 5 月 16 日	正副部会長の選出
平成 28 年度第 2 回	平成 28 年 8 月 29 日	環境対策に係る報告について
平成 28 年度第 3 回	平成 29 年 1 月 23 日	環境対策に係る報告について
平成 29 年度第 1 回	平成 29 年 9 月 4 日	環境対策に係る報告について
平成 30 年度第 1 回	平成 30 年 7 月 20 日	正副部会長の選出
平成 30 年度第 2 回	平成 30 年 9 月 5 日	大気環境・水環境・化学物質等の状況に係る報告について
平成 30 年度第 3 回	平成 30 年 12 月 5 日	
平成 30 年度第 4 回	平成 31 年 2 月 5 日	
令和元年度第 1 回	令和元年 6 月 12 日	大気や水などの環境保全の推進に向けた考え方について
令和元年度第 2 回	令和元年 8 月 21 日	
令和元年度第 3 回	令和元年 10 月 28 日	
令和元年度第 4 回	令和元年 12 月 5 日	
令和元年度第 5 回	令和 2 年 2 月 12 日	

(2) 緑と公園部会：80回

部会	開催日	審議事項
平成12年度第1回	平成12年8月7日	川崎市緑の基本計画における緑化推進重点地区の設定について
平成12年度第2回	平成12年12月21日	
平成12年度第3回	平成13年2月1日	
平成13年度第1回	平成13年10月1日	川崎市における新たな緑地保全方策について
平成13年度第2回	平成13年12月27日	
平成13年度第3回	平成14年2月25日	
平成14年度第1回	平成14年8月26日	
平成14年度第2回	平成15年3月13日	川崎市緑の保全地域の指定について [授産学園福祉の杜、岡上東光院]
平成15年度第1回	平成16年1月26日	川崎市緑の保全地域の指定について [下作延北ノ谷、黒川青少年の森]
平成16年度第1回	平成16年7月1日	正副部会長選出、現地視察
平成16年度第2回	平成16年12月27日	川崎市緑の保全地域の指定について [麻生山浄慶寺、岡上和光山、早野梅ヶ谷水源の森、白幡八幡大神]
平成17年度第1回	平成17年7月13日	川崎市緑の保全地域の指定について [万福寺、久末城法谷]
平成17年度第2回	平成17年11月30日	緑の基本計画改定について
平成18年度第1回	平成18年5月17日	正副部会長選出、緑の基本計画の改定について
平成18年度第2回	平成18年6月30日	緑の基本計画の改定について
平成18年度第3回	平成18年7月14日	
平成18年度第4回	平成18年9月7日	
平成18年度第5回	平成18年10月19日	
平成18年度第6回	平成18年11月9日	
平成18年度第7回	平成18年12月7日	川崎市緑の保全地域の指定について [下作延西谷、野川西耕地、王禅寺源左衛門谷]
平成18年度第8回	平成19年1月10日	緑の基本計画の改定について
平成18年度第9回	平成19年3月27日	
平成19年度第1回	平成19年4月27日	
平成19年度第2回	平成19年5月11日	
平成19年度第3回	平成19年8月2日	
平成19年度第4回	平成20年2月6日	川崎市緑の保全地域の指定について [犬蔵、J-POWER地域共生林、早野梅ヶ谷水源の森（解除）]
平成20年度第1回	平成20年10月9日	正副部会長選出
平成20年度第2回	平成21年1月26日	川崎市緑の保全地域の指定について [王禅寺大門、王禅寺五郎谷、王禅寺源左衛門谷（解除）]
平成20年度第3回	平成21年3月16日	緑の基本計画リーディング事業進捗状況
平成21年度第1回	平成21年9月7日	長期未整備公園・緑地のあり方について (第1～4回)
平成21年度第2回	平成21年10月7日	
平成21年度第3回	平成21年12月7日	川崎市緑の保全地域の指定について[菅小谷、西生田] (第3～4回)
平成21年度第4回	平成22年1月20日	

部会	開催日	審議事項
平成 22 年度第 1 回	平成 22 年 6 月 14 日	現地視察
平成 22 年度第 2 回	平成 22 年 9 月 15 日	緑化地域制度について
平成 22 年度第 3 回	平成 22 年 11 月 24 日	川崎市緑の保全地域の指定について [夏菟山修廣寺、片平] 緑地保全の協働による展開について
平成 22 年度第 4 回	平成 23 年 1 月 28 日	緑の基本計画進捗状況報告について
平成 22 年度第 5 回	平成 23 年 2 月 24 日	緑化地域制度について
平成 23 年度第 1 回	平成 23 年 11 月 14 日	・現地視察 ・緑の保全地域の指定について[白山神社、柿生の森]
平成 23 年度第 2 回	平成 23 年 12 月 12 日	・緑の実施計画進捗状況報告について ・臨海のもりづくり取組状況報告について
平成 23 年度第 3 回	平成 24 年 1 月 16 日	・緑化地域制度について
平成 24 年度第 1 回	平成 24 年 5 月 22 日	・生物多様性地域戦略の基本的な考え方について
平成 24 年度第 2 回	平成 24 年 8 月 6 日	・生物多様性地域戦略の基本的な考え方について ・かわさき臨海のもりづくり緑化推進計画について
平成 24 年度第 3 回	平成 24 年 11 月 16 日	・生物多様性地域戦略の基本的な考え方について
平成 24 年度第 4 回	平成 25 年 1 月 9 日	・生物多様性地域戦略の基本的な考え方について ・緑の実施計画進捗状況報告
平成 24 年度第 5 回	平成 25 年 3 月 11 日	・現地視察 ・緑の保全地域の指定について [片平富士塚、天神社鎮守の杜]
平成 25 年度第 1 回	平成 25 年 7 月 1 日	・緑地総合評価の見直しについて
平成 25 年度第 2 回	平成 25 年 8 月 9 日	・市営霊園の今後のあり方について
平成 25 年度第 3 回	平成 25 年 9 月 11 日	・緑地総合評価の見直しについて
平成 25 年度第 4 回	平成 25 年 10 月 8 日	・市営霊園の今後のあり方について
平成 25 年度第 5 回	平成 25 年 11 月 5 日	・緑地総合評価の見直しについて
平成 25 年度第 6 回	平成 25 年 11 月 29 日	・市営霊園の今後のあり方について
平成 25 年度第 7 回	平成 25 年 12 月 20 日	
平成 25 年度第 8 回	平成 26 年 1 月 20 日	・市営霊園の今後のあり方について ・緑の保全地域の指定について [汁守神社、琴平神社、柿生の里山]
平成 26 年度第 1 回	平成 26 年 4 月 28 日	・正副部会長選出
平成 26 年度第 2 回	平成 26 年 6 月 6 日	・市営霊園の今後のあり方について
平成 26 年度第 3 回	平成 26 年 8 月 11 日	
平成 26 年度第 4 回	平成 26 年 10 月 15 日	
平成 26 年度第 5 回	平成 27 年 1 月 13 日	・緑の保全地域の指定について[等覚院、黒川明坪]
平成 27 年度第 1 回	平成 27 年 6 月 22 日	・川崎市緑の基本計画の改定について
平成 27 年度第 2 回	平成 27 年 7 月 13 日	
平成 27 年度第 3 回	平成 27 年 9 月 16 日	
平成 27 年度第 4 回	平成 27 年 10 月 28 日	
平成 27 年度第 5 回	平成 27 年 12 月 4 日	
平成 27 年度第 6 回	平成 28 年 2 月 2 日	・川崎市緑の基本計画の改定について ・緑の保全地域の指定について[山王社]
平成 28 年度第 1 回	平成 28 年 5 月 16 日	・正副部会長選出 ・川崎市緑の基本計画の改定について ・川崎市緑の基本計画の改定について
平成 28 年度第 2 回	平成 28 年 5 月 25 日	
平成 28 年度第 3 回	平成 28 年 6 月 27 日	
平成 28 年度第 4 回	平成 28 年 7 月 25 日	
平成 28 年度第 5 回	平成 28 年 8 月 31 日	
平成 28 年度第 6 回	平成 28 年 11 月 22 日	
平成 28 年度第 7 回	平成 29 年 1 月 10 日	・川崎市緑の基本計画の改定について ・緑の保全地域の指定について[杉山神社]

部会	開催日	審議事項
平成 29 年度第 1 回	平成 29 年 10 月 12 日	・ 川崎市緑の基本計画の策定状況について
平成 29 年度第 2 回	平成 30 年 1 月 24 日	・ 都市公園法改正に伴う川崎市都市公園条例の改正について ・ 緑の実施計画進捗状況の報告について
平成 30 年度第 1 回	平成 30 年 7 月 20 日	・ 正副部会長選出 ・ 川崎市都市公園条例の一部改正について
平成 30 年度第 2 回	平成 30 年 10 月 17 日	・ 川崎市都市公園条例の一部改正等について
平成 30 年度第 3 回	平成 31 年 2 月 8 日	・ 緑の実施計画進捗状況の報告について ・ 生物多様性かわさき戦略に基づく取組状況について
令和元年度第 1 回	令和元年 7 月 12 日	・ 生物多様性かわさき戦略の改定について
令和元年度第 2 回	令和元年 10 月 31 日	
令和元年度第 3 回	令和 2 年 2 月 13 日	・ 緑の保全地域の指定について ・ 緑の実施計画進捗状況の報告について ・ 生物多様性かわさき戦略の改定について

(3) 廃棄物部会：62回

部会	開催日	審議事項
平成12年度第1回	平成13年2月2日	21世紀における廃棄物行政のあり方について
平成12年度第2回	平成13年3月26日	
平成13年度第1回	平成13年5月31日	
平成13年度第2回	平成13年7月27日	
平成13年度第3回	平成13年10月12日	
平成13年度第4回	平成13年11月30日	
平成13年度第5回	平成14年1月18日	
平成14年度第1回	平成14年10月29日	循環型社会を目指した行動計画について
平成14年度第2回	平成14年11月25日	
平成14年度第3回	平成15年1月27日	
平成14年度第4回	平成15年3月25日	
平成15年度第1回	平成15年5月15日	
平成15年度第2回	平成15年6月9日	
平成15年度第3回	平成15年9月17日	
平成15年度第4回	平成15年12月9日	
平成15年度第5回	平成16年1月27日	
平成16年度第1回	平成16年10月14日	正副部会長選出、一般廃棄物処理基本計画素案報告
平成17年度第1回	平成17年5月19日	一般廃棄物処理基本計画報告
平成18年度第1回	平成18年7月5日	正副部会長選出、一般廃棄物処理基本計画報告、(仮称)かわさき生ごみリサイクルプラン策定検討会議報告
平成18年度第2回	平成18年11月17日	かわさき生ごみリサイクルプラン素案について
平成19年度第1回	平成19年10月15日	ごみ収集日変更後の状況について、かわさきチャレンジ・3R(川崎市一般廃棄物処理基本計画)の進捗状況について、第5期分別収集計画について
平成19年度第2回	平成20年2月14日	かわさきチャレンジ・3R(川崎市一般廃棄物処理基本計画)について
平成20年度第1回	平成20年5月29日	川崎市一般廃棄物処理基本計画における行動計画の改定について
平成20年度第2回	平成20年7月8日	
平成20年度第3回	平成20年8月6日	
平成20年度第4回	平成20年10月23日	
平成21年度第1回	平成21年8月28日	川崎市一般廃棄物処理基本計画の一部(行動計画)改定等について 平成20年度 市民ごみ排出実態調査について
平成21年度第2回	平成22年2月2日	川崎市一般廃棄物処理基本計画における第1期行動計画の取組結果について (仮称)3Rチェックシートについて
平成22年度第1回	平成22年8月3日	第1期行動計画取組結果への意見とその対応について 平成21年度の進捗状況の報告について 平成22年度予算の主な事業について
平成22年度第2回	平成22年11月29日	一般廃棄物処理基本計画進捗状況の意見対応について ミックスパー、プラスチック製容器包装の分別収集について 一般廃棄物処理基本計画の評価手法について
平成22年度第3回	平成23年2月1日	一般廃棄物処理基本計画の評価手法について 第5次産業廃棄物処理指導計画(案)について
平成23年度第1回	平成23年6月9日	今後のごみ焼却処理施設の整備に関する基本的な考え方(案)について

部会	開催日	審議事項
平成 23 年度第 2 回	平成 23 年 8 月 19 日	・「今後のごみ焼却処理施設の整備に関する基本的な考え方」(案) について ・川崎市一般廃棄物処理基本計画(かわさきチャレンジ・3R) 平成 22 年度進捗状況について
平成 23 年度第 3 回	平成 23 年 11 月 2 日	・一般廃棄物処理基本計画における行動計画の改定について
平成 23 年度第 4 回	平成 23 年 12 月 27 日	
平成 23 年度第 5 回	平成 24 年 1 月 13 日	
平成 24 年度第 1 回	平成 24 年 6 月 6 日	・一般廃棄物処理基本計画における行動計画案市民意見について ・「一般廃棄物処理基本計画における行動計画の改定について」部会報告(案)
平成 24 年度第 2 回	平成 24 年 11 月 15 日	・川崎市一般廃棄物処理基本計画(かわさきチャレンジ・3R) 平成 23 年度進捗状況について ・施設見学(新王禅寺処理センター)
平成 25 年度第 1 回	平成 25 年 10 月 8 日	・川崎市一般廃棄物処理基本計画(かわさきチャレンジ・3R) 平成 24 年度進捗状況について
平成 26 年度第 1 回	平成 26 年 4 月 28 日	・正副部会長の選出 ・川崎市一般廃棄物処理基本計画の改定に向けて
平成 26 年度第 2 回	平成 26 年 5 月 27 日	・川崎市一般廃棄物処理基本計画の改定に向けて
平成 26 年度第 3 回	平成 26 年 7 月 28 日	
平成 26 年度第 4 回	平成 26 年 9 月 1 日	
平成 26 年度第 5 回	平成 26 年 10 月 27 日	・川崎市一般廃棄物処理基本計画の改定について ・川崎市一般廃棄物処理基本計画(かわさきチャレンジ・3R) 平成 25 年度進捗状況について
平成 26 年度第 6 回	平成 26 年 12 月 22 日	・川崎市一般廃棄物処理基本計画の改定に向けて
平成 26 年度第 7 回	平成 27 年 3 月 17 日	
平成 27 年度第 1 回	平成 27 年 5 月 15 日	・川崎市一般廃棄物処理基本計画の改定について
平成 27 年度第 2 回	平成 27 年 7 月 10 日	
平成 27 年度第 3 回	平成 27 年 9 月 1 日	
平成 27 年度第 4 回	平成 27 年 12 月 22 日	
平成 28 年度第 1 回	平成 28 年 5 月 16 日	・正副部会長の選出
平成 28 年度第 2 回	平成 28 年 11 月 17 日	・川崎市一般廃棄物処理基本計画(かわさきチャレンジ・3R) 平成 27 年度達成状況について ・廃棄物処理手数料等の見直しについて
平成 28 年度第 3 回	平成 29 年 2 月 7 日	・川崎市一般廃棄物処理基本計画第 2 期行動計画の改定について
平成 28 年度第 4 回	平成 29 年 3 月 22 日	・川崎市一般廃棄物処理基本計画第 2 期行動計画の改定について
平成 29 年度第 1 回	平成 29 年 5 月 16 日	・川崎市一般廃棄物処理基本計画第 2 期行動計画の改定について
平成 29 年度第 2 回	平成 29 年 7 月 20 日	
平成 29 年度第 3 回	平成 29 年 10 月 3 日	
平成 29 年度第 4 回	平成 29 年 12 月 27 日	・川崎市一般廃棄物処理基本計画(ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン) 平成 28 年度達成状況について
平成 30 年度第 1 回	平成 30 年 7 月 20 日	・正副部会長の選出、川崎市一般廃棄物処理基本計画第 2 期行動計画について
平成 30 年度第 2 回	平成 31 年 3 月 28 日	・川崎市一般廃棄物処理基本計画平成 29 年度達成状況について
令和元年度第 1 回	令和元年 8 月 19 日	・平成 30 年度ごみ排出量速報について
令和元年度第 2 回	令和 2 年 1 月 15 日	・川崎市一般廃棄物処理基本計画平成 30 年度達成状況について

(4) ディーゼル車対策特別部会：9回

部会	開催日	審議事項
平成12年度第1回	平成12年12月25日	川崎市におけるディーゼル車対策のあり方について
平成12年度第2回	平成13年2月15日	
平成13年度第1回	平成13年4月23日	
平成13年度第2回	平成13年7月2日	
平成13年度第3回	平成13年8月23日	
平成13年度第4回	平成13年10月16日	
平成13年度第5回	平成13年11月26日	
平成13年度第6回	平成13年12月10日	
平成13年度第7回	平成14年2月6日	

(5) 総合政策部会：30回

部会	開催日	審議事項
平成16年度第1回	平成17年1月27日	部会長選出、環境基本計画年次報告書の報告等
平成17年度第1回	平成17年6月7日	川崎市における建築物環境配慮制度のあり方について
平成17年度第2回	平成17年6月28日	
平成17年度第3回	平成17年8月30日	
平成17年度第4回	平成18年1月26日	環境基本計画年次報告書の報告等
平成18年度第1回	平成19年1月25日	部会長選出、環境基本計画年次報告書の報告等
平成19年度第1回	平成19年9月19日	環境基本計画年次報告書について
平成19年度第2回	平成19年11月30日	
平成19年度第3回	平成20年1月25日	
平成20年度第1回	平成20年12月4日	川崎市環境基本計画の改定について
平成20年度第2回	平成21年1月28日	
平成20年度第3回	平成21年3月17日	
平成21年度第1回	平成21年5月29日	
平成21年度第2回	平成21年6月30日	
平成21年度第3回	平成21年10月28日	
平成21年度第4回	平成22年1月25日	
平成22年度第1回	平成22年6月1日	
平成22年度第2回	平成23年2月21日	環境基本計画年次報告書について
平成23年度第1回	平成24年1月16日	環境基本計画年次報告書について
平成27年度第1回	平成27年6月9日	正副部会長選出、環境基本計画年次報告書について
平成27年度第2回	平成27年7月15日	環境基本計画年次報告書について
平成27年度第3回	平成27年9月4日	
平成30年度第1回	平成30年8月2日	正副部会長選出、川崎市環境基本計画改定の基本的な考え方について
平成30年度第2回	平成30年10月19日	川崎市環境基本計画改定の基本的な考え方について
平成30年度第3回	平成31年1月7日	
平成30年度第4回	平成31年3月22日	
令和元年度第1回	令和元年6月12日	
令和元年度第2回	令和元年8月8日	
令和元年度第3回	令和元年10月25日	
令和元年度第4回	令和元年12月23日	

(6) 温暖化対策特別部会：11回

部会	開催日	審議事項
平成20年度第1回	平成20年11月13日	川崎市における今後の地球温暖化対策のあり方について
平成20年度第2回	平成21年1月23日	
平成20年度第3回	平成21年2月19日	
平成20年度第4回	平成21年3月19日	
平成21年度第1回	平成21年4月17日	
平成21年度第2回	平成21年5月15日	
平成21年度第3回	平成21年6月17日	
平成21年度第4回	平成21年7月22日	
平成21年度第5回	平成21年9月30日	
平成21年度第6回	平成21年11月24日	
平成21年度第7回	平成22年1月19日	

(7) 地球温暖化対策推進基本計画改定部会：6回

部会	開催日	審議事項
平成28年度第1回	平成28年11月9日	川崎市地球温暖化対策推進基本計画の改定の考え方について
平成28年度第2回	平成28年12月27日	
平成28年度第3回	平成29年3月27日	
平成29年度第1回	平成29年7月7日	
平成29年度第2回	平成29年8月29日	
平成29年度第3回	平成29年10月16日	

以下、令和2年度から、審議会部会体制の見直しを図り、常設部会を廃止し、諮問案件に応じ、部会を設置することとした。

(8) 大気・水環境に係る計画策定部会

部会	開催日	審議事項
令和2年度第1回	令和2年7月28日	川崎市における大気や水などの環境保全の推進に向けた考え方について
令和2年度第2回	令和2年9月3日	
令和2年度第3回	令和2年10月22日	

(9) 生物多様性戦略改定部会

部会	開催日	審議事項
令和2年度第1回	令和2年7月28日	生物多様性かわさき戦略の改定の基本的な考え方について
令和2年度第2回	令和2年11月25日	
令和2年度第3回	令和2年12月23日	

(10) 地球温暖化対策推進基本計画改定部会

部会	開催日	審議事項
令和2年度第1回	令和3年1月28日	川崎市地球温暖化対策推進基本計画の改定の考え方について
令和2年度第2回	令和3年3月19日	
令和3年度第1回	令和3年4月19日	
令和3年度第2回	令和3年5月28日	
令和3年度第3回	令和3年7月29日	
令和3年度第4回	令和3年8月24日	
令和3年度第5回	令和3年10月7日	

(11) 廃棄物施策推進部会

部会	開催日	審議事項
令和2年度第1回	令和3年1月28日	産業廃棄物に関する施策の方向性について
令和2年度第2回	令和3年3月9日	
令和3年度第1回	令和3年5月14日	

(12) 緑の保全地域指定部会

部会	開催日	審議事項
令和3年度第1回	令和3年7月13日	緑の保全地域の指定について

(13) 脱炭素化部会

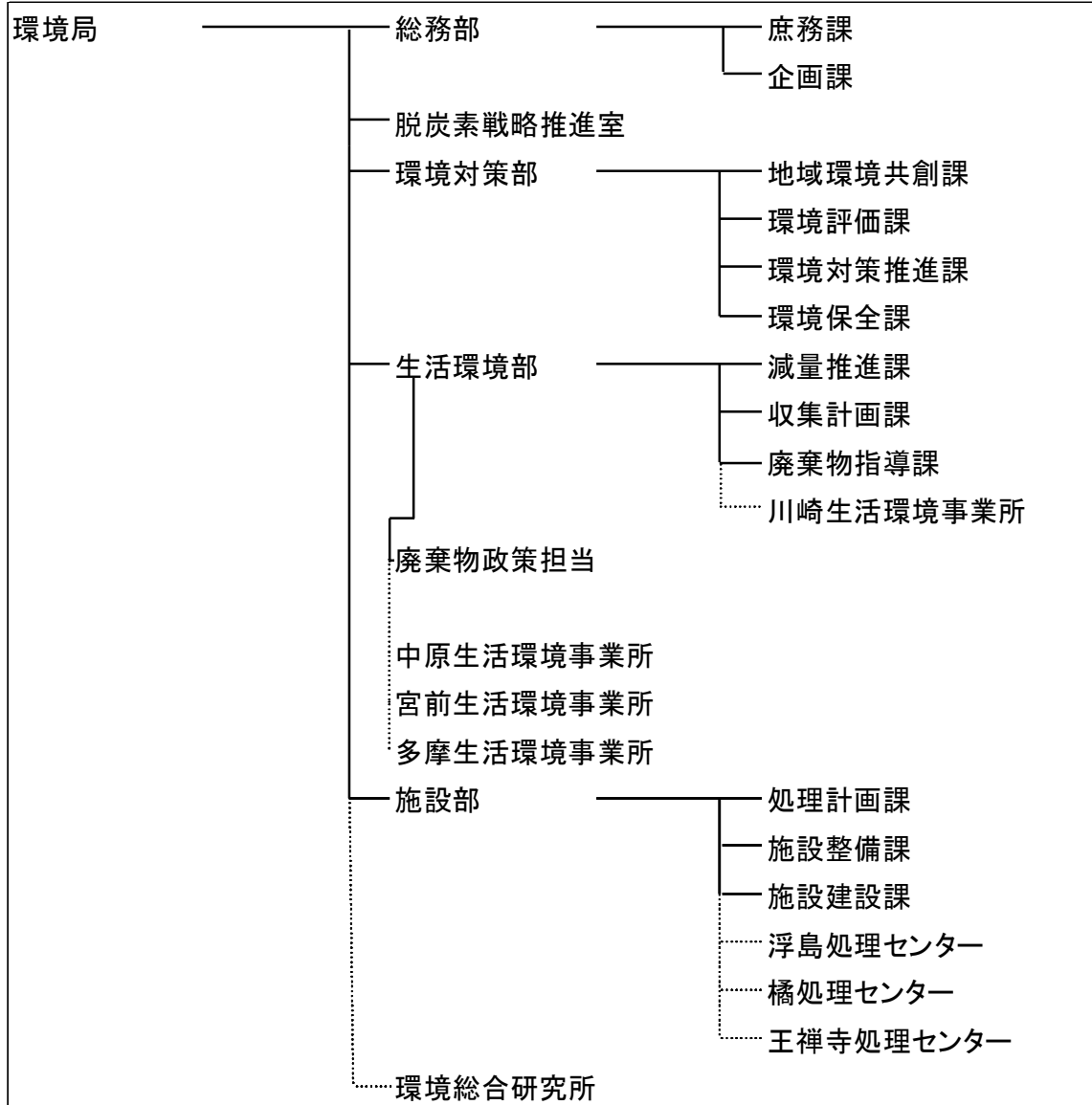
部会	開催日	審議事項
令和4年度第1回	令和4年5月31日	川崎市地球温暖化対策推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方について
令和4年度第2回	令和4年7月27日	
令和4年度第3回	令和4年8月22日	
令和4年度第4回	令和4年9月13日	
令和4年度第5回	令和4年10月13日	

(14) 大気や水などの環境保全部会

部会	開催日	審議事項
令和4年度第1回	令和4年6月2日	環境リスク評価を活用した事業者による自主的な化学物質管理の促進に向けた考え方について
令和4年度第2回	令和4年8月22日	

令和6年度の川崎市の組織（環境審議会関係）

【環境局】



【建設緑政局】

